

行 経 第 49 号
令和 7 年 11 月 13 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況（教育委員会所管分を含む。）

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日 通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日 通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日 通知（件数） ※（）は累計数
R2年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37件	措置済み	14	17（31）	1（32）	—（32）	—（32）
			措置を要しない理由のあるもの	3	—（3）	—（3）	—（3）	—（3）
			対応中	20	3	2	2	2
		意見 24件	措置済み	4	3（7）	1（8）	1（9）	1（10）
			措置を要しない理由のあるもの	2	—（2）	—（2）	—（2）	—（2）
			対応中	18	15	14	13	12
R3年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28件	措置済み		16	6（22）	1（23）	3（26）
			措置を要しない理由のあるもの		1	—（1）	—（1）	—（1）
			対応中		11	5	4	1
		意見 25件	措置済み		9	5（14）	2（16）	1（17）
			措置を要しない理由のあるもの		1	—（1）	—（1）	—（1）
			対応中		15	10	8	7

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日通知（件数） ※（）は累計数
R4年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16件	措置済み			5	6（11）	2（13）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	—
			対応中			11	5	3
		意見 26件	措置済み			2	8（10）	9（19）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	2
			対応中			24	16	5
R5年度	水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 6件	措置済み				3	3（6）
			措置を要しない理由のあるもの				—	—
			対応中				3	—
		意見 10件	措置済み				3	4（7）
			措置を要しない理由のあるもの				1	—（1）
			対応中				6	2

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日通知（件数） ※（）は累計数
R6年度	教育委員会における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 58件	措置済み					54
			措置を要しない理由のあるもの					2
			対応中					2
		意見 20件	措置済み					11
			措置を要しない理由のあるもの					2
			対応中					7

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 教育企画課
報告書ページ	50	区分別 の番号	指摘事項 意見	1
指摘事項等 の内容	教育施策大綱について適切な手続きを経て策定すべきこと 別紙参照。			
講じた措置 の内容等	<p>教育施策大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によると、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。」と記載されているが、大綱を変更しない際の手続き等については明確に記載されておらず、また、大綱が対象とする期間についても、法律上に規定されていない。</p> <p>本市では、教育施策大綱を定め、又は変更しようとするときは、法律に則り、総合教育会議において協議しており、適切な手続きを経て策定されているものである。また、大綱については、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくものであるが、大綱を定めた首長に変更がない限り、基本的な理念や目指す大きな方向性等に変更は生じないことから、対象となる期間は首長の任期に応じたものとするため、明示を行わない。</p>			

【指摘事項 No.1】教育施策大綱について適切な手続きを経て策定すべきこと

教育施策大綱は平成 27 年 4 月 1 日 に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、市長に教育に関する大綱の策定が義務付けられた。大綱策定に当たっては市長と教育委員会が総合教育会議において、協議、調整することとされている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

（中略）

（総合教育会議）

第一条の四

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

現行の水戸市教育施策大綱は令和元年8月に定められている。これは当時の水戸市の最上位計画である「水戸市第6次総合計画－みと魁プラン」の「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」に位置付けられた、「水戸スタイルの教育」に掲げるプランの再構築に伴い、総合教育会議における協議を経て改正したものである。

令和5年4月の水戸市長選挙により、市長が再任されるとともに、令和6年度から令和15度までの基本構想と、令和6年度から令和10年度までの基本計画（前期）を定めた「水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン」を策定した。しかし、教育施策大綱は従来の施策からの大きな変更ではなく教育施策大綱に変更はないと執行部側（市長の権限であるが教育委員会事務局教育部教育企画課が補助執行）が判断したため、総合教育会議を経ることなく従来の教育施策大綱を延長している。令和元年度以降の総合教育会議の議題は次のようになっている。

開催年度	開催回数	開催年月日	議題
令和元年度	第1回	令和元年8月1日	(1)水戸市教育施策大綱の改定について
	第2回	令和2年2月6日	(1)家庭の教育力向上への支援について
令和2年度	第1回	令和2年10月1日	(1)新型コロナウイルス感染症に伴う学校の対応について
			(2)コロナ禍における学校の避難所運営について
令和3年度	第2回	令和3年2月4日	(1)ICTを活用した今後の学校教育について
	第1回	令和3年11月4日	(1)部活動の今後のあり方について
			(1)青少年・若者のボランティア活動について
令和4年度	第1回	令和5年2月2日	(1)不登校児童生徒への対応について
令和5年度	第1回	令和6年2月15日	(1)水戸市におけるDXの推進について
令和6年度	第1回	令和6年11月7日	(1)学校現場における職場環境について

また、そもそも現行の水戸市教育施策大綱には対象期間がない。教育施策大綱について法律上の規定はないが、教育施策の基本的な方針を示すものであるため中

長期的なものではあるが、永続的なものではない。文部科学省における地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正時の資料においては「4～5年程度のものとして定めることを想定」しているとの記載がある。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要） Q&A
(文部科学省) (抜粋 (下線は監査人が記載))

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

A 大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

また、現行の水戸市教育施策大綱策定時の総合教育会議の議事録において、市長の認識としては、当時の市長の任期（令和元年5月～令和5年5月）を念頭に任期中の4年間を対象と認識、説明している発言がある。

令和元年度第1回水戸市総合教育会議（開催日時：令和元年8月1日）会議録

（下線は監査人が記載）

市長：（前略）これが私の任期中である4年間の教育施策大綱となりますので、一度策定いたしますと4年間は変更ができません。後になりもっと盛り込んでおけばよかったなど、そのようなことのないようきめ細かく点検をしていただきながら完成させていきたいと思っています。

上記の状況から判断すると、現行の水戸市教育施策大綱は明示的な対象期間がなく、総合教育会議における協議、調整という適切な手続きを経て更新されたものであるとは言えない。たとえ水戸市教育施策大綱の内容に変更がないものであっても、総合教育会議を経ず、執行部側（市長の権限であるが教育委員会事務局教育部教育企画課が補助執行）の独断で現行の水戸市教育施策大綱を延長することは、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」から逸脱するものである。もちろん総合教育会議における協議、調整の結果、現行の水戸市教育施策大綱の内容がそのまま踏襲されることは問題ない。しかし、総合教育会議における教育委員会による「レイマンコントロール」の機会が損なわれている現状には問題がある。

教育施策大綱の対象期間の明示を含め、適切な手続きを経た教育施策大綱の策定をするべきである。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課
報告書ページ	55	区分別 の番号	指摘事項 意見	1
指摘事項等 の内容	学校規模の適正化について 別紙参照。			
講じた措置 の内容等	<p>本市ではこれまで、コミュニティ活動、生涯学習活動及び地域防災活動等の拠点として、1つの小学校区に1つの市民センター（旧：公民館）を整備する方針のもと、小学校区を単位とした地域コミュニティを醸成してきた歴史的な経緯がある。また、学校は児童生徒の教育のための施設だけではなく、地域の方々が集う地域コミュニティの核としての機能も有する重要な施設であると認識しており、現在のところ、現状を維持していく方向性である。</p> <p>そのため、毎年度実施している児童生徒数の推計結果を踏まえながら、今後の児童生徒数の減少に伴い教育活動に支障が生じることのないよう、学校や関係課と十分に協議しながら、小規模校であることのメリットを最大化するとともに、具体的なデメリットを細かく分析し、最小化するための取組を計画的に講じているところである。</p> <p>また、小規模校や大規模校において、学校規模による教育活動への支障が生じることのないよう、学校運営協議会等で保護者や地域住民等の意見を伺いながら、学校の実情を踏まえた取組も実施しているところである。</p>			

【意見 No.1】 学校規模の適正化について

水戸市の小・中学校及び義務教育学校の学校規模について、児童数及び学級数の過去 5 年間の推移は次表のようになっている。

単位：人

		令和元年5月1日時点			令和2年5月1日時点			令和3年5月1日時点			令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点			5年間児童増減数	5年間児童増減率
No	学校名	児童数	通常学級	特別支援学級																	
1	三の丸小学校	476	15	2	450	13	2	436	13	2	438	13	3	422	13	4	401	13	3	▲75	▲15.8%
2	五軒小学校	235	9	4	243	9	4	237	9	2	219	8	2	225	9	2	194	8	2	▲41	▲17.4%
3	新莊小学校	199	6	2	199	6	2	180	6	2	179	6	3	172	6	3	175	6	3	▲24	▲12.1%
4	城東小学校	228	10	2	221	10	2	197	8	2	191	7	2	179	6	3	164	6	3	▲64	▲28.1%
5	浜田小学校	499	16	3	498	16	4	492	17	5	491	16	5	474	16	5	443	15	5	▲56	▲11.2%
6	常磐小学校	474	15	3	496	15	4	485	15	4	458	14	5	448	14	5	429	14	4	▲45	▲9.5%
7	緑岡小学校	940	28	7	913	28	7	915	29	8	927	29	8	935	30	7	918	29	6	▲22	▲2.3%
8	寿小学校	651	22	4	635	19	4	611	19	5	594	18	6	564	18	5	564	19	6	▲87	▲13.4%
9	上大野小学校	53	5	-	61	6	-	71	6	-	74	6	-	76	6	-	77	6	-	24	45.3%
10	柳河小学校	76	6	1	70	6	1	64	5	1	57	6	1	55	6	1	57	5	1	▲19	▲25.0%
11	渡里小学校	545	18	3	555	18	3	569	18	3	590	18	5	591	19	5	599	19	6	54	9.9%
12	吉田小学校	677	22	3	682	21	3	703	22	5	701	23	5	680	21	4	676	22	7	▲1	▲0.1%
13	酒門小学校	650	20	3	676	21	5	691	22	5	730	23	4	756	24	4	782	24	7	132	20.3%
14	石川小学校	485	15	3	489	14	3	452	13	3	444	13	3	436	13	4	431	13	5	▲54	▲11.1%
15	飯富小学校	198	7	2	204	8	2	176	7	2	173	7	2	165	7	2	168	7	2	▲30	▲15.2%
16	河和田小学校	374	13	3	370	12	3	393	13	3	409	13	3	431	14	3	415	14	3	41	11.0%
17	上中妻小学校	211	8	2	220	9	2	216	9	2	214	9	2	204	9	2	212	8	2	1	0.5%
18	見川小学校	540	17	4	536	17	5	523	17	5	522	16	6	521	17	7	539	18	7	▲1	▲0.2%
19	千波小学校	749	23	3	720	23	4	739	23	4	719	23	4	720	23	4	702	23	4	▲47	▲6.3%
20	梅が丘小学校	792	24	4	749	23	6	702	22	7	677	22	5	672	22	4	629	20	4	▲163	▲20.6%
21	双葉台小学校	600	19	3	569	18	3	557	17	4	521	17	4	490	17	5	493	17	5	▲107	▲17.8%
22	笠原小学校	782	25	3	797	25	3	818	26	3	828	25	4	871	26	5	917	28	7	135	17.3%
23	赤塚小学校	198	7	2	195	7	2	199	7	2	206	7	2	187	7	3	187	7	3	▲11	▲5.6%
24	吉沢小学校	598	19	4	618	20	4	606	20	4	637	21	4	654	21	5	685	22	7	87	14.5%
25	堀原小学校	267	11	2	267	11	2	262	10	4	267	9	3	265	10	4	265	11	4	▲2	▲0.7%
26	下大野小学校	76	6	1	74	6	1	79	6	1	74	6	1	78	6	1	72	6	1	▲4	▲5.3%
27	稻荷第一小学校	268	10	2	281	12	2	285	11	2	295	11	2	289	11	3	293	11	4	25	9.3%
28	稻荷第二小学校	256	10	2	259	9	3	233	8	3	234	9	3	203	7	3	187	7	3	▲69	▲27.0%
29	大場小学校	97	6	-	101	6	-	102	6	-	100	6	-	97	6	-	103	6	1	6	6.2%
30	鯉淵小学校	215	8	4	216	7	5	231	8	5	240	9	6	240	10	6	229	9	5	14	6.5%
31	妻里小学校	183	6	1	179	6	1	178	6	1	170	6	1	181	6	2	171	6	2	▲12	▲6.6%
32	内原小学校	439	14	3	437	13	2	419	12	2	419	12	3	420	13	4	420	15	3	▲19	▲4.3%
小学校計		13,031	440	85	12,980	434	94	12,821	430	101	12,798	428	107	12,701	433	115	12,597	434	125	▲434	▲3.3%

単位：人

		令和元年5月1日時点			令和2年5月1日時点			令和3年5月1日時点			令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点				
No	学校名	生徒数	通常 学級	特別支援 学級	5年間生 徒増減数	5年間生 徒増減率															
1	第一中学校	353	11	2	355	11	2	343	11	2	331	11	2	338	11	3	322	10	3	▲31	▲8.8%
2	第二中学校	392	12	2	359	11	2	369	11	3	357	12	2	341	11	2	326	10	2	▲66	▲16.8%
3	第三中学校	405	12	3	413	13	2	420	13	2	408	13	2	383	12	3	384	12	4	▲21	▲5.2%
4	緑岡中学校	500	15	2	500	15	2	471	15	3	469	15	4	438	14	5	453	14	5	▲47	▲9.4%
5	第四中学校	927	28	3	926	28	2	899	27	3	916	27	6	925	27	9	971	28	11	44	4.7%
6	飯富中学校	78	3	1	86	3	2	106	4	2	92	4	2	88	4	2	62	3	2	▲16	▲20.5%
7	赤塚中学校	370	12	2	374	12	2	361	11	2	369	11	3	360	12	2	382	12	3	12	3.2%
8	第五中学校	389	12	2	379	12	2	386	12	2	375	12	2	378	12	2	378	12	2	▲11	▲2.8%
9	見川中学校	672	20	3	657	19	4	649	19	3	617	18	4	625	18	5	595	17	6	▲77	▲11.5%
10	双葉台中学校	359	12	2	346	12	3	319	11	3	292	10	2	281	9	2	290	9	3	▲69	▲19.2%
11	笠原中学校	621	19	2	640	20	2	664	21	3	696	20	3	698	22	4	703	20	5	82	13.2%
12	石川中学校	271	9	2	267	9	3	267	9	2	241	8	2	224	7	2	219	6	3	▲52	▲19.2%
13	千波中学校	402	12	2	390	12	2	364	12	2	377	12	2	370	12	2	346	11	3	▲56	▲13.9%
14	常澄中学校	338	11	2	309	10	2	285	9	3	288	9	2	303	9	2	313	10	2	▲25	▲7.4%
15	内原中学校	417	14	4	401	13	5	431	13	6	404	12	6	395	12	4	397	12	4	▲20	▲4.8%
	中学校計	6,494	202	34	6,402	200	37	6,334	198	41	6,232	194	44	6,147	192	49	6,141	186	58	▲353	▲5.4%

単位：人

		令和元年5月1日時点			令和2年5月1日時点			令和3年5月1日時点			令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点				
No	学校名	児童・生 徒数	通常 学級	特別支援 学級	5年間児 童・生徒 増減数	5年間児 童・生徒 増減率															
1	国田義務教育学校	165	9	-	144	9	-	143	9	-	134	9	-	137	9	-	127	9	-	▲7	▲4.9%

市全体としては少子化の影響により年少人口が減少していることもあり、小・中学校及び義務教育学校における児童・生徒数の合計数は減少している。しかし一部の学校においては児童・生徒数が増加しているところもあり、地域的な児童・生徒数の偏在は見受けられる。

次に、小・中学校の通常学級と特別支援学級別の児童・生徒数の推移の過去4年間の推移は次表のようになっている。なお、義務教育学校については特別支援学級がないため記載していない。

過去4年間で通常学級に通う児童・生徒数は減少し、その人数は小学校や中学校1校分を上回る水準であり、少子化の速度の速さを表している。特別支援学級に通う児童・生徒数は小学校で1.5倍、中学校で2倍近くと大きく増加している。これは特別支援学級に対する認知や理解が進んだことによるものと考えられる。

通常学級児童数推移

単位：人

No	学校名	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	4年間 増減数	4年間 増減率
1	三の丸小学校	443	428	421	404	384	▲59	▲13.3%
2	五軒小学校	231	230	213	219	186	▲45	▲19.5%
3	新荘小学校	192	171	168	159	157	▲35	▲18.2%
4	城東小学校	213	189	180	163	147	▲66	▲31.0%
5	浜田小学校	477	464	456	438	409	▲68	▲14.3%
6	常磐小学校	475	464	430	421	405	▲70	▲14.7%
7	緑岡小学校	871	867	883	896	879	8	0.9%
8	寿小学校	611	582	559	527	528	▲83	▲13.6%
9	上大野小学校	61	71	74	76	77	16	26.2%
10	柳河小学校	66	61	55	53	54	▲12	▲18.2%
11	渡里小学校	540	552	561	559	562	22	4.1%
12	吉田小学校	662	674	671	648	635	▲27	▲4.1%
13	酒門小学校	650	664	704	733	741	91	14.0%
14	石川小学校	474	432	424	414	403	▲71	▲15.0%
15	飯富小学校	194	165	161	156	157	▲37	▲19.1%
16	河和田小学校	356	378	392	413	395	39	11.0%
17	上中妻小学校	211	209	209	199	206	▲5	▲2.4%
18	見川小学校	512	497	487	484	499	▲13	▲2.5%
19	千波小学校	695	714	694	695	676	▲19	▲2.7%
20	梅が丘小学校	715	665	646	650	607	▲108	▲15.1%
21	双葉台小学校	554	531	493	462	462	▲92	▲16.6%
22	笠原小学校	778	800	805	837	875	97	12.5%
23	赤塚小学校	186	190	193	172	170	▲16	▲8.6%
24	吉沢小学校	593	582	617	621	646	53	8.9%
25	堀原小学校	256	243	246	242	246	▲10	▲3.9%
26	下大野小学校	73	76	72	76	69	▲4	▲5.5%
27	稻荷第一小学校	276	278	284	273	266	▲10	▲3.6%
28	稻荷第二小学校	244	218	214	185	169	▲75	▲30.7%
29	大場小学校	101	102	100	97	99	▲2	▲2.0%
30	鯉淵小学校	192	209	215	216	207	15	7.8%
31	妻里小学校	178	177	168	172	160	▲18	▲10.1%
32	内原小学校	424	410	401	396	400	▲24	▲5.7%
	小学校計	12,504	12,293	12,196	12,056	11,876	▲628	▲5.0%

特別支援学級児童数推移

単位：人

No	学校名	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	4年間 増減数	4年間 増減率
1	三の丸小学校	7	8	17	18	17	10	142.9%
2	五軒小学校	12	7	6	6	8	▲4	▲33.3%
3	新荘小学校	7	9	11	13	18	11	157.1%
4	城東小学校	8	8	11	16	17	9	112.5%
5	浜田小学校	21	28	35	36	34	13	61.9%
6	常磐小学校	21	21	28	27	24	3	14.3%
7	緑岡小学校	42	48	44	39	39	▲3	▲7.1%
8	寿小学校	24	29	35	37	36	12	50.0%
9	上大野小学校	0	0	0	0	0	0	-
10	柳河小学校	4	3	2	2	3	▲1	▲25.0%
11	渡里小学校	15	17	29	32	37	22	146.7%
12	吉田小学校	20	29	30	32	41	21	105.0%
13	酒門小学校	26	27	26	23	41	15	57.7%
14	石川小学校	15	20	20	22	28	13	86.7%
15	飯富小学校	10	11	12	9	11	1	10.0%
16	河和田小学校	14	15	17	18	20	6	42.9%
17	上中妻小学校	9	7	5	5	6	▲3	▲33.3%
18	見川小学校	24	26	35	37	40	16	66.7%
19	千波小学校	25	25	25	25	26	1	4.0%
20	梅が丘小学校	34	37	31	22	22	▲12	▲35.3%
21	双葉台小学校	15	26	28	28	31	16	106.7%
22	笠原小学校	19	18	23	34	42	23	121.1%
23	赤塚小学校	9	9	13	15	17	8	88.9%
24	吉沢小学校	25	24	20	33	39	14	56.0%
25	堀原小学校	11	19	21	23	19	8	72.7%
26	下大野小学校	1	3	2	2	3	2	200.0%
27	稲荷第一小学校	5	7	11	16	27	22	440.0%
28	稲荷第二小学校	15	15	20	18	18	3	20.0%
29	大場小学校	0	0	0	0	4	4	-
30	鯉淵小学校	24	22	25	24	22	▲2	▲8.3%
31	妻里小学校	1	1	2	9	11	10	1000.0%
32	内原小学校	13	9	18	24	20	7	53.8%
	小学校計	476	528	602	645	721	245	51.5%

通常学級生徒数推移

単位：人

No	学校名	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	4年間 増減数	4年間 増減率
1	第一中学校	344	329	320	325	306	▲38	▲11.0%
2	第二中学校	350	358	348	333	319	▲31	▲8.9%
3	第三中学校	405	410	397	365	363	▲42	▲10.4%
4	緑岡中学校	487	455	449	413	424	▲63	▲12.9%
5	第四中学校	915	883	880	874	910	▲5	▲0.5%
6	飯富中学校	80	103	86	80	54	▲26	▲32.5%
7	赤塚中学校	365	353	357	349	365	0	0.0%
8	第五中学校	371	377	365	369	370	▲1	▲0.3%
9	見川中学校	638	629	594	594	561	▲77	▲12.1%
10	双葉台中学校	334	305	280	271	278	▲56	▲16.8%
11	笠原中学校	632	651	680	674	670	38	6.0%
12	石川中学校	257	258	233	216	203	▲54	▲21.0%
13	千波中学校	386	358	368	360	334	▲52	▲13.5%
14	常澄中学校	298	274	281	298	308	10	3.4%
15	内原中学校	375	395	372	374	376	1	0.3%
	中学校計	6,237	6,138	6,010	5,895	5,841	▲396	▲6.3%

特別支援学級生徒数推移

単位：人

学校名	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	4年間 増減数	4年間 増減率
第一中学校	11	14	11	13	16	5	45.5%
第二中学校	9	11	9	8	7	▲2	▲22.2%
第三中学校	8	10	11	18	21	13	162.5%
緑岡中学校	13	16	20	25	29	16	123.1%
第四中学校	11	16	36	51	61	50	454.5%
飯富中学校	6	3	6	8	8	2	33.3%
赤塚中学校	9	8	12	11	17	8	88.9%
第五中学校	8	9	10	9	8	0	0.0%
見川中学校	19	20	23	31	34	15	78.9%
双葉台中学校	12	14	12	10	12	0	0.0%
笠原中学校	8	13	16	24	33	25	312.5%
石川中学校	10	9	8	8	16	6	60.0%
千波中学校	4	6	9	10	12	8	200.0%
常澄中学校	11	11	7	5	5	▲6	▲54.5%
内原中学校	26	36	32	21	21	▲5	▲19.2%
中学校計	165	196	222	252	300	135	81.8%

このように、水戸市立小・中学校及び義務教育学校を取り巻く環境は大きく変化している。さらに近年の少子化の影響は大きく、今後さらなる児童・生徒数の減少が見込まれる。

監査人において今後の児童・生徒数についてコーホート変化率法を用いて予測した。出生率等の動向により今後生まるる子どもの数については大きな変動が予測されるため、令和6年4月1日より後に生まれる子どもについては予測対象外とした。水戸市における直近10年ほどの社会動態は安定しているため、大きな社会・経済変動がなければ一定の精度が見込まれる。社会動態に大きな変動はないが新型コロナウイルス感染症後の社会動態の影響を反映させるため直近3年間の平均値を採用した。水戸市内の小学生について、その大半が市立小学校へ通ってお

り、就学割合は直近3年間平均で94.7%となっている。また、中学生についても直近3年間で88.8%となっており、その割合に年度間の大きな変動は見られないことから直近3年間平均の就学割合を用いた。

今後の人団予測を要約すると次のようになる。なお、令和6年の児童・生徒数については令和6年5月1日時点のものであるが、4月から大きな変動はないと考えられるため人口の基準に合わせて4月1日と記載している。義務教育学校の児童・生徒については前期課程（小学校相当）と後期課程（中学校相当）に分けて、児童・生徒数に含めている。

今後6年間の人口予測

	R6.4.1	R12.4.1	6年間 増減数	6年間 増減率
小学生人口	13,298	11,281	▲2,017	▲15.2%
水戸市立小学校児童数	12,683	10,687	▲1,996	▲15.7%
中学生人口	6,935	6,611	▲324	▲4.7%
水戸市立中学校生徒数	6,182	5,869	▲313	▲5.1%

今後12年間の人口予測

	R6.4.1	R18.4.1	12年間 増減数	12年間 増減率
中学生人口	6,935	5,351	▲1,584	▲22.8%
水戸市立中学校生徒数	6,182	4,751	▲1,431	▲23.1%

このように市立小学校については今後6年間でおよそ15%、2,000人ほどの児童数の減少が見込まれる。これは水戸市内の平均的な児童数の小学校5校分に相当し、少子化の影響の大きさが分かる。

市立中学校の生徒数については今後6年間ではおよそ5%、300人ほどだが、今後12年間では20%超、1,400人ほどの生徒数の減少が見込まれる。これは水戸市

内の平均的な生徒数の中学校 3 校分に相当し、小学校同様現在の少子化が及ぼす影響の大きさが分かる。年齢別的人口予測については次のとおり。

水戸市人口予測（推計方法としてコー・ホート変化率法を用いて算出）

単位：人

年齢	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1	R12.4.1	R13.4.1	R14.4.1	R15.4.1	R16.4.1	R17.4.1	R18.4.1
0												
1	1,801											
2	1,807	1,787										
3	1,886	1,802	1,783									
4	1,946	1,877	1,794	1,774								
5	1,962	1,937	1,868	1,785	1,766							
6	2,051	1,953	1,929	1,860	1,778	1,758						
7	2,151	2,045	1,948	1,923	1,855	1,772	1,753					
8	2,215	2,151	2,045	1,947	1,923	1,854	1,772	1,753				
9	2,280	2,215	2,151	2,045	1,947	1,923	1,854	1,772	1,753			
10	2,170	2,268	2,204	2,140	2,034	1,937	1,913	1,845	1,763	1,744		
11	2,248	2,172	2,270	2,206	2,142	2,036	1,939	1,915	1,846	1,765	1,745	
12	2,216	2,245	2,169	2,267	2,202	2,139	2,033	1,936	1,912	1,844	1,762	1,743
13	2,278	2,216	2,245	2,169	2,267	2,203	2,139	2,033	1,936	1,912	1,844	1,762
14	2,275	2,281	2,219	2,248	2,171	2,270	2,205	2,141	2,036	1,939	1,914	1,846
小学生人口予測	13,115	12,804	12,546	12,120	11,678	11,281						
水戸市立小学校児童数予測	12,425	12,130	11,885	11,482	11,063	10,687						
中学生人口予測	6,769	6,742	6,632	6,684	6,641	6,611	6,377	6,111	5,884	5,695	5,520	5,351
水戸市立中学校生徒数予測	6,009	5,985	5,888	5,933	5,896	5,869	5,661	5,425	5,223	5,055	4,901	4,751

このように小・中学校及び義務教育学校を取り巻く環境は大きな変化にあり、また今後もその影響は続くことが想定されている中で、現在の水戸市の学校規模の考え方については2010年8月策定の「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」に基づいている。

「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」において、水戸市における学校規模の考え方については次のように定めている。

◆小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

（1）本市における学区とコミュニティとの係り

本市の学区については、教育の機会均等とその水準維持向上を図るという趣旨から、学校規模、通学距離、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯やそれぞれの地域の実情を踏まえて設定してきた。また、本市ではこれまで、小学校区を単位に市民センター（旧：公民館）を整備し、地域コミュニティを醸成してきた経緯がある。

公立の学校においては、多様な集団の中で、学習や人間関係づくり、社会生活を身につける場であり、そのためには、一定規模の児童・生徒数が必要とされている。その一方で、学校は、単に子どもたちの教育を行うだけでなく、地域のシンボルとして、また、災害時の避難所をはじめ多様な機能を有している。

このため、学校の統廃合により、市民生活や地域コミュニティ活動に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、小規模校については、地域性や歴史性、住民意識など、地域の実情を十分考慮しながら、児童生徒数の推移を見守っていくものとする。

（2）本市の望ましい学校規模のあり方

標準学級数については、1学年に複数の学級があり、クラス替えができるなどを基本とし、これに満たない小規模校については、地域の実情及び地理的状況等を踏まえ、必要に応じ、適正なあり方について個別に検証することとする。また、複式学級についてはその解消を図ることを基本とし、保護者や地域住民との協議を進め、課題の整理を行いながら、統廃合を含めたよりよい教育環境の整備に向けた具体的な取組を行うこととする。

また、大規模校についても、教育活動に支障が生じないよう配慮するものとし、必要に応じ、適正なあり方について個別に検証を行うこととする。

なお、具体的な検証を行う際には、小規模校、大規模校のいずれにおいても、今後の人口動態を的確に把握しながら児童生徒数を推計し、適正に検証するものとする。

◆水戸市における学校規模の考え方

文部科学省においては、小・中学校の適正配置に関する検討を行う中で、「今後、少子化に伴う学校の小規模化がさらに進むことが予想される中、将来にわたって子どもが「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置の在り方について検討することが必要」としている。また、省令において、小学校及び中学校の学級数を「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」と定めている。

茨城県においては、県内の公立小・中学校の小規模化や複式学級が増加している状況を踏まえ、小・中学校の適正規模や適正配置に向けた市町村の取組に対して、県として児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校のを目指すべき姿を示すものとして、「公立小・中学校の適正規模について（指針）」を平成20年4月に策定した。その中で、小・中学校の適正規模の基準については、小学校においては「クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上」、中学校においては「クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上」を望ましい規模としている。

本市においては、これら国や県の基準をもとに、本市の実情に合った学校の適正規模を次のとおりとする。

＜小学校＞

12学級から24学級（1学年2学級から4学級）を学校規模の標準とする。

＜中学校＞

6学級から21学級（1学年2学級から7学級）を学校規模の標準とする。

※ 学級数の標準の下限は、1学年に複数の学級があり、クラス替えができる学級数とする。

小学校：12学級（1学年2学級）

中学校：6学級（1学年2学級）

※ 学級数の標準の上限は、本市の有する都市中枢機能や人口規模等を考慮し、国が標準として示している18学級に、1学年当たり1学級を加えた学級数とする。

小学校：国標準18学級（1学年3学級）⇒24学級（1学年4学級）

中学校：国標準18学級（1学年6学級）⇒21学級（1学年7学級）

学校規模の標準については、国（文部科学省）や茨城県においても定めており、それぞれの標準規模を比較すると次のようになる。

単位：学級数

	小学校		中学校	
	最小	最大	最小	最大
水戸市標準	12	24	6	21
茨城県標準	12	-	9	-
国標準	12	18	12	18

このように、水戸市においては地域の実情に合わせ、小学校については最小学級数は国及び県の標準と同数とし、最大学級数のみ 24 学級としており、中学校については最小学級数は国や茨城県よりも小規模の 6 学級とし、最大学級数は 21 学級として学校規模の標準を定めている。

「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」を定めた 2010 年と直近の 2024 年の小・中学校の学校規模を比較すると次のようになる。

なお、2021 年 4 月 1 日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 14 号）が施行され、1 学級当たりの人数について従来は小学校 1 年生のみ 35 人学級であったが小学校 2 年生から 6 年生まで段階的に 35 人とすることとなった。水戸市においては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び茨城県学級編制基準に基づき学級編制を行っており、2021 年以前より小学校 1 年生及び 2 年生が 35 人学級であったが、段階的に 35 人学級の学年を増やし、2024 年度において小学校 1 年生～5 年生を 35 人学級としている。

水戸市立小中学校の適正配置に関する指針策定後の状況

小学校	水戸市標準学級数未満							
	水戸市標準学級数超							
	2010年5月1日	2024年5月1日	学級 増減数	人数 増減数	人数 増減率	備考		
学級数	人数 (人)	学級数						
山根小学校	3	16	-	-	-	-	-	2011年3月に双葉台小学校へ統合し閉校
上大野小学校	6	71	6	77	0	6	8.5%	小規模特認校へ
大場小学校	6	79	6	99	0	20	25.3%	小規模特認校へ
柳河小学校	6	101	5	54	▲1	▲47	▲46.5%	小規模特認校へ
国田小学校	6	105	6	86	0	▲19	▲18.1%	小規模特認校へ 義務教育学校へ
下大野小学校	6	108	6	69	0	▲39	▲36.1%	小規模特認校へ
飯富小学校	6	173	7	157	1	▲16	▲9.2%	
稻荷第二小学校	6	214	7	169	1	▲45	▲21.0%	
上中妻小学校	9	229	8	206	▲1	▲23	▲10.0%	
妻里小学校	9	239	6	160	▲3	▲79	▲33.1%	
鯉淵小学校	10	276	9	207	▲1	▲69	▲25.0%	
内原小学校	10	278	15	400	5	122	43.9%	
新荘小学校	10	281	6	157	▲4	▲124	▲44.1%	
五軒小学校	11	332	8	186	▲3	▲146	▲44.0%	
赤塚小学校	12	318	7	170	▲5	▲148	▲46.5%	
河和田小学校	12	331	14	395	2	64	19.3%	
稻荷第一小学校	12	331	11	266	▲1	▲65	▲19.6%	
堀原小学校	12	390	11	246	▲1	▲144	▲36.9%	
城東小学校	13	421	6	147	▲7	▲274	▲65.1%	
吉沢小学校	14	470	22	646	8	176	37.4%	
三の丸小学校	15	497	13	384	▲2	▲113	▲22.7%	
常磐小学校	17	527	14	405	▲3	▲122	▲23.1%	
浜田小学校	17	533	15	409	▲2	▲124	▲23.3%	
見川小学校	18	555	18	499	0	▲56	▲10.1%	
石川小学校	18	567	13	403	▲5	▲164	▲28.9%	
酒門小学校	18	589	24	741	6	152	25.8%	
笠原小学校	20	610	28	875	8	265	43.4%	
渡里小学校	20	626	19	562	▲1	▲64	▲10.2%	
寿小学校	20	637	19	528	▲1	▲109	▲17.1%	
双葉台小学校	23	728	17	462	▲6	▲266	▲36.5%	
吉田小学校	23	761	22	635	▲1	▲126	▲16.6%	
千波小学校	24	809	23	676	▲1	▲133	▲16.4%	
梅が丘小学校	29	973	20	607	▲9	▲366	▲37.6%	
緑岡小学校	30	1032	29	879	▲1	▲153	▲14.8%	
合計	471	14,207	440	11,962	▲31	▲2,245	▲15.8%	

※特別支援学級を除く

中学校	水戸市標準学級数未満		水戸市標準学級数超		学級 増減数	人数 増減数	人数 増減率	備考				
	学級数	人数 (人)	学級数	人数 (人)								
国田中学校	3	64	3	41	0	▲23	▲35.9%	小規模特認校へ 義務教育学校へ				
飯富中学校	3	76	3	54	0	▲22	▲28.9%					
石川中学校	8	255	6	203	▲2	▲52	▲20.4%					
常澄中学校	10	345	10	308	0	▲37	▲10.7%					
第一中学校	12	379	10	306	▲2	▲73	▲19.3%					
千波中学校	12	382	11	334	▲1	▲48	▲12.6%					
双葉台中学校	12	403	9	278	▲3	▲125	▲31.0%					
内原中学校	12	414	12	376	0	▲38	▲9.2%					
第二中学校	12	421	10	319	▲2	▲102	▲24.2%					
赤塚中学校	13	468	12	365	▲1	▲103	▲22.0%					
緑岡中学校	15	502	14	424	▲1	▲78	▲15.5%					
第五中学校	15	511	12	370	▲3	▲141	▲27.6%					
笠原中学校	16	524	20	670	4	146	27.9%					
第三中学校	16	540	12	363	▲4	▲177	▲32.8%					
見川中学校	21	715	17	561	▲4	▲154	▲21.5%					
第四中学校	23	829	28	910	5	81	9.8%					
合計	203	6,828	189	5,882	▲14	▲946	▲13.9%					

※特別支援学級を除く

小規模特認校とは、豊かな自然環境の中で、特色ある教育活動や少人数によるきめ細かな指導を行っている学校として市で指定した学校であり、従来の通学区域は残したままで通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学できる学校となっている。水戸市における小規模特認校制度は2014年4月に国田小・中学校で初めて導入され、その後2018年4月から上大野小学校・下大野小学校・大場小学校で導入し、2024年4月から柳河小学校で導入された。2024年4月時点では市内の5校に導入されている。小規模特認校においては各学年1学級とし、児童・生徒数も各学年35人以内としている。

また、義務教育学校とは小学校から中学校までの 9 年間の義務教育を一貫して行う学校であり、2016 年に学校教育法が改正され、新たな校種として位置付けられた学校である。水戸市においては 2016 年 4 月から国田小・中学校に導入し国田義務教育学校となり、2024 年 4 月時点では市内では 1 校のみに導入されている。上記の表の 2024 年 5 月 1 日時点の情報について、国田義務教育学校の前期課程（小学校相当）の児童数は国田小学校の欄に、後期課程（中学校相当）の生徒数は国田中学校の欄に記載している。

2010 年から 2024 年までの 14 年間で小学校児童数については約 2,200 人減少し、中学校生徒数は約 900 人減少している。前述の監査人の推計では今後 6 年間で小学校児童数が約 2,000 人、中学校生徒数は今後 12 年間で約 1,400 人減少することが見込まれていることから考えると少子化による人口減少が加速していることが分かる。

学校規模別に校数を比較すると次のようになる。

小学校

単位：校

	2010年5月1日	2024年5月1日
水戸市標準規模未満	14	11
水戸市標準規模	18	15
水戸市標準規模超	2	2
小計	34	28
小規模特認校	-	5
合計	34	33

中学校

単位：校

	2010年5月1日	2024年5月1日
水戸市標準規模未満	2	1
水戸市標準規模	13	13
水戸市標準規模超	1	1
小計	16	15
小規模特認校	-	1
合計	16	16

国田義務教育学校について小学校・中学校数の両方の小規模特認校にカウントしているため実際の 2024 年 5 月 1 日時点の小学校、中学校及び義務教育学校数の合計は 48 校である。

小学校の学校規模について、水戸市標準規模を満たしている学校数は 2010 年時点では市内 34 校のうち 18 校と約半数であり、2024 年時点でも小規模特認校を除いた市内 28 校のうち 15 校と約半数となっており、児童数の減少により新たに水戸市標準規模未満となる学校が増えたことで 14 年前と状況は変わっていない。

水戸市として望ましい学校規模の標準を定めている中で、望ましい学校規模ではなかったとしても、「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」に記載のあるとおり「標準規模に満たない小規模校及び標準規模を超える大規模校については、

児童・生徒数の推移の把握に努め、教育活動に支障のないように配慮する」ことで一定の教育の品質は確保されるが、適正な学校規模の確保という本質的な課題の解決とはならない。

中学校の学校規模について、水戸市標準規模を満たしている学校数は 2010 年時点では市内 16 校のうち 13 校であり、2024 年時点でも小規模特認校を除いた市内 15 校のうち 13 校であり状況は変わっていないが、今後の生徒数の減少が確実な状況では新たに標準規模に満たない小規模校が増加することが予想される。

少子化問題は日本全体の問題であり、茨城県内の市町村においても少子化への対応のため公立小・中学校の統廃合は数多く行われている。令和 3 年から直近までの茨城県内の小・中学校の新設・統廃合の状況は次のようになっている。

出典：茨城県教育委員会HP「学校の新設・廃止等の情報」の各年度の情報を監査人が加工

時期	市町村名	設置主体	新設・再編種類	新設・再編後 学校種類	新設・再編後学校	再編学校
R3.4.1	小美玉市	市	新設統合	義務教育学校	玉里学園義務教育学校に統合	玉里小学校、玉里小学校、玉里東小学校、玉里中学校
R3.4.1	稲敷市	市	新設統合	小学校	桜川小学校に統合	阿波小学校、浮島小学校、古渡小学校
R3.3.31	桜川市	市	既存校に統合	小学校	羽黒小学校に統合	猿田小学校
R3.3.31	潮来市	市	既存校に統合	小学校	延方小学校に統合	大生原小学校
R3.4.1	ひたちなか市	市	新設統合	義務教育学校	美乃浜学園義務教育学校に統合	平磯小学校、磯崎小学校、阿字ヶ浦小学校、平磯中学校、阿字ヶ浦中学校
R3.3.31	北茨城市	市	既存校に統合	中学校	磯原中学校に統合	華川中学校
R3.4.1	水戸市	県	新設	中学校	水戸第一高等学校附属中学校	
R3.4.1	土浦市	県	新設	中学校	土浦第一高等学校附属中学校	
R3.4.1	ひたちなか市	県	新設	中学校	勝田中等教育学校	
R4.4.1	鉾田市	市	新設統合	小学校	大洋小学校に統合	上島東小学校、上島西小学校、白鳥東小学校、白鳥西小学校
R4.4.1	龍ヶ崎市	市	新設統合	中学校	龍ヶ崎中学校に統合	愛宕中学校、城南中学校
R4.4.1	小美玉市	市	新設統合	義務教育学校	小川北義務教育学校に統合	野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校、小川北中学校
R4.4.1	かすみがうら市	市	新設統合	義務教育学校	千代田義務教育学校に統合	志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校、千代田中学校
R4.4.1	常陸太田市	市	新設統合	小学校	峰山小学校に統合	佐竹小学校、西小沢小学校、幸久小学校
R4.4.1	常陸太田市	市	新設統合	小学校	金砂郷小学校に統合	金砂郷小学校、郡戸小学校、久米小学校
R4.4.1	日立市	市	新設統合	義務教育学校	中里中学校（義務教育学校）に統合	中里小学校、中里中学校
R4.4.1	下妻市	県	新設	中学校	下妻第一高等学校附属中学校	
R4.4.1	常総市	県	新設	中学校	水海道第一高等学校附属中学校	
R5.3.31	筑西市	市	既存校に統合	中学校	下館中学校に統合	下館北中学校
R5.4.1	利根町	町	新設統合	小学校	利根小学校に統合	文小学校、文間小学校、布川小学校
R5.4.1	つくばみらい市	市	新設統合	小学校	谷和原小学校に統合	谷原小学校、十和小学校
R5.3.31	常総市	市	既存校に統合	小学校	菅原小学校に統合	大花羽小学校
R5.4.1	つくば市	市	新設分離	小学校	香取台小学校	島名小学校から分離
R5.4.1	つくば市	市	新設分離	小学校	研究学園小学校	学園の森義務教育学校から分離
R5.4.1	つくば市	市	新設分離	中学校	研究学園中学校	学園の森義務教育学校から分離
R6.4.1	五霞町	町	新設統合	小学校	五霞小学校に統合	五霞東小学校、五霞西小学校
R6.3.31	石岡市	市	既存校に統合	小学校	南小学校に統合	高浜小学校、三村小学校、関川小学校
R6.3.31	石岡市	市	既存校に統合	小学校	府中小学校に統合	北小学校
R6.4.1	日立市	市	新設統合	小学校	坂本東小学校に統合	東小沢小学校、坂本小学校
R6.4.1	筑西市	市	新設統合	義務教育学校	明野五葉学園に統合	大村小学校、村田小学校、鳥羽小学校、上野小学校、長瀧小学校、明野中学校
R6.4.1	つくば市	市	新設分離	小学校	みどりの南小学校	みどりの学園義務教育学校から分離
R6.4.1	つくば市	市	新設分離	中学校	みどりの南中学校	みどりの学園義務教育学校から分離

多くの市町村において、小・中学校の統廃合を進めているが、その過程においてその市町村の保護者や地域住民へ公立学校に求める学校規模を含めたアンケートを実施し、公開している。その中から日立市及び境町の事例では次のようになっている。

まず、日立市において平成 28 年度に実施した保護者・教職員・市民に対する小中学校の適正規模に関する意識調査において、小学校の 1 校当たりの児童数（日立

市平均 353 人（学年当たり 59 人））や 1 学級の人数（日立市の平均 29 人）について、現状でちょうどよいという回答がもっとも多かった。さらに現状 1 学年当たりの学級数はどの程度が良いかという問い合わせに対し、回答全体では小学校・中学校共に 3 学級という回答が最も多く、半数近くを占めているほか、1 学級と回答した割合は全体の 1% 未満となっている。

出典：「小中学校の適正規模に関する意識調査報告書 平成29年3月（日立市教育委員会）」より抜粋

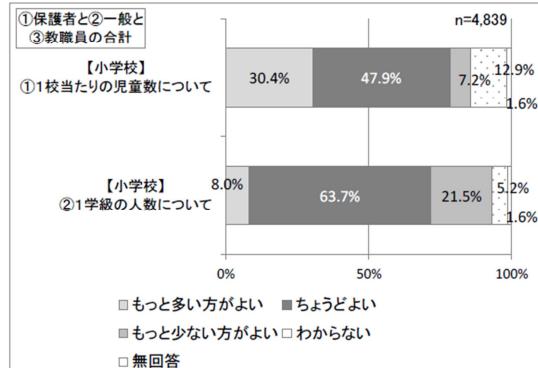
日立市の小中学校の児童生徒数について

問9 日立市の小学校の①1校当たりの児童数（※1）や、②1学級の人数（※2）について、どのように感じていますか。

※1日立市の平均353人（学年当たり59人） ※2日立市の平均29人

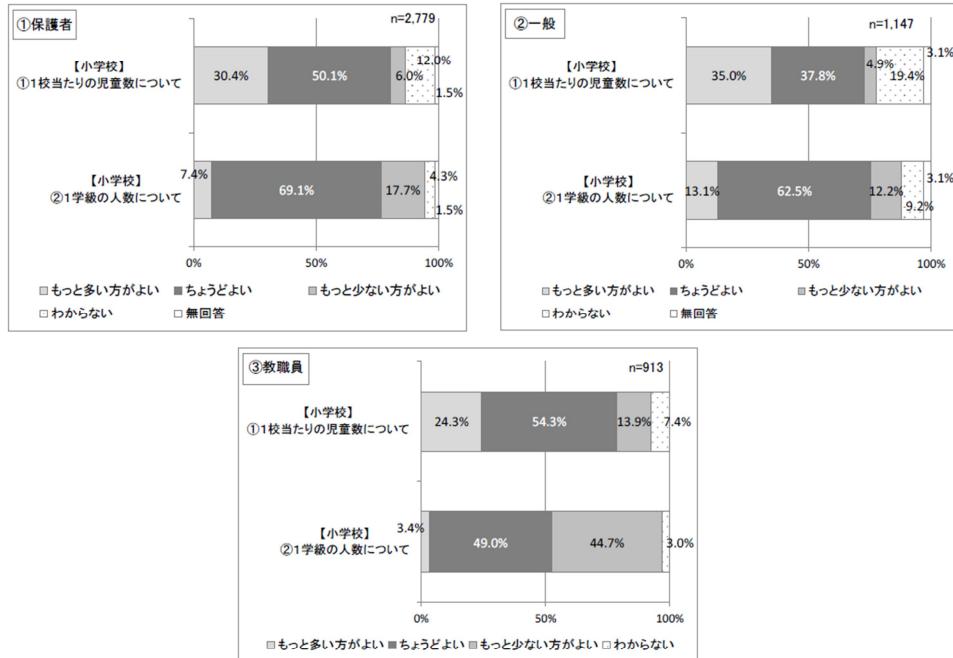
（1）全体

○小学校については、①1校当たりの児童数、②1学級の人数とも「ちょうどよい」が最も多い。
○また、①1校当たりの児童数は、「もっと多い方がよい」という回答が約3割で2番目に多く、②1学級の人数については、「もっと少ない方がよい」が2番目に多くなっていることから、学校全体での児童数は多く、1学級の児童数は少ない方がよいという傾向を示している。



（2）属性別

○②1学級の人数については、教職員では、「もっと少ない方がよい」が約4割で保護者の2倍以上となっており、学級経営においては、より少ない児童数を希望していることがうかがえる。

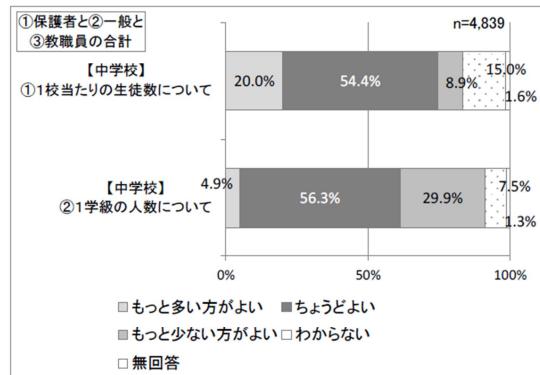


問10 日立市の中学校の①1校当たりの生徒数(※3)や、②1学級の人数(※4)について、どのように感じていますか。

※3 日立市の平均327人（学年当たり109人）※4 日立市の平均33人

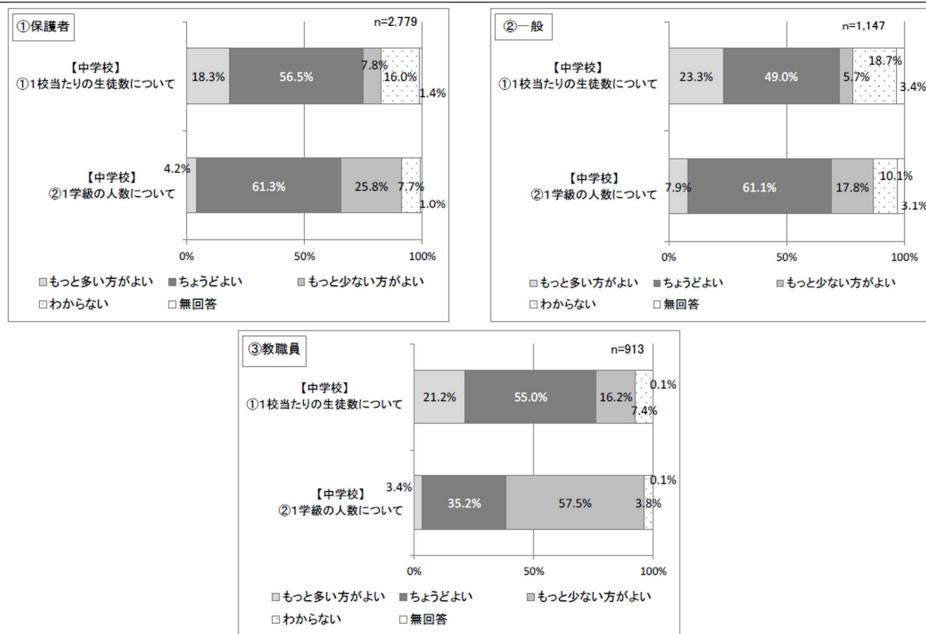
(1) 全体

- 中学校についても小学校と同様、①1校当たりの生徒数、②1学級の人数とも「ちょうどよい」が最も多い。
- 一方、②1学級の人数については、「もっと少ない方がよい」という回答が約3割で、小学校よりも高くなっている。



(2) 属性別

- ①1校当たりの生徒数については、各属性とも同様の傾向を示しており、「ちょうどよい」がそれぞれ約5割を占めている。
- 一方、②1学級の人数については、教職員では、「ちょうどよい」が約4割、「もっと少ない方がよい」が約6割となり、学級経営においては、より少ない生徒数を希望していることがうかがえ、この傾向は小学校よりも高いものとなっている。

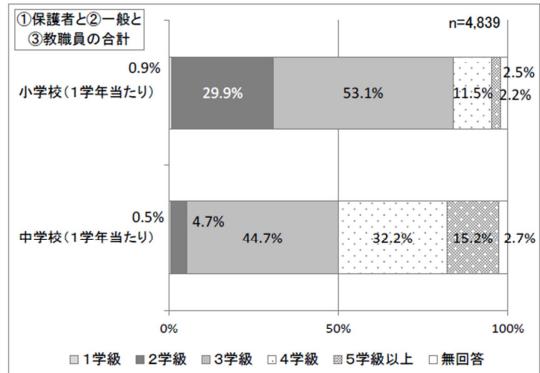


1学年当たりの学級数について

問11 1学年当たりの学級数は、どの程度がよいと考えますか。

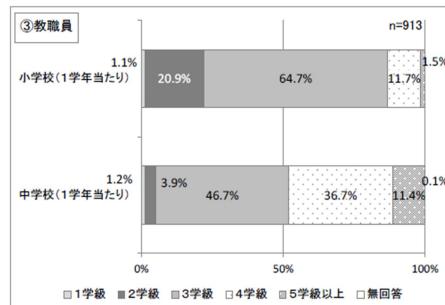
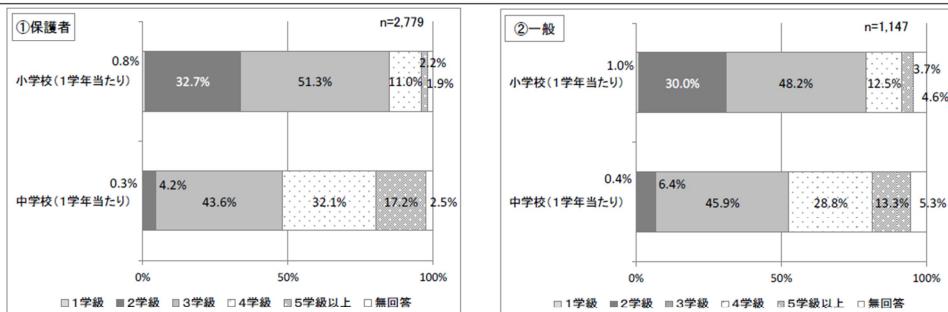
(1) 全体

- 1学年当たりの学級数については、小学校、中学校それぞれ「3学級」が最も多くなっている。
○2番目に多い回答は、小学校では「2学級」、中学校では「4学級」で、違いが見られる。



(2) 属性別

- 属性別で見ると、保護者、一般ではほぼ同様の傾向を示すが、教職員では違いが見られる。
○教職員では、小学校については、「3学級」の回答割合が、中学校については、「4学級」という回答割合が他と比べて高くなっている。
○また、問12（その理由）の結果において、「教員の人数が多く、校務等を適切に分担でき、児童生徒と関わる時間が増える」が2番目に多い回答（P16③教職員、P17③教職員 参照）となっていることも合わせると、教職員は他に比べ、より大きな学校規模を望んでいる傾向がうかがえる。



境町においても学校の規模・配置等に関するアンケート調査を令和3年度に実施しており、その調査結果では小・中学校の1学級当たりの望ましい児童・生徒数について小学校及び中学校共に21～30人の回答が最も多く、小・中学校の1学年当たりの望ましい学級数は小学校で2～3学級、中学校で4～6学級の回答が最も多い結果となった。また、1学年当たり1学級が望ましい学級規模と回答した割合は小学校で2.1%、中学校で0.2%と極めて少ない割合となっている。

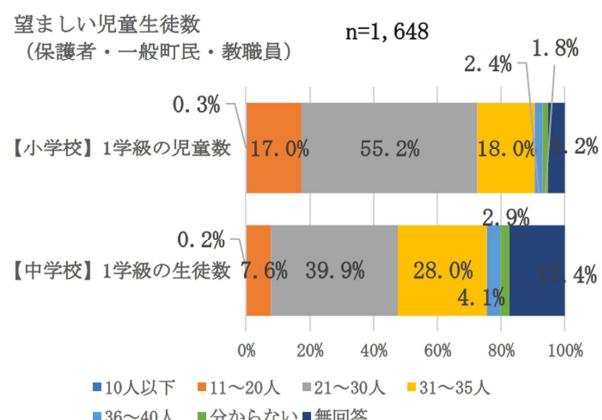
9 あなたが考える小・中学校の1学級あたりの児童生徒数は何人程度が望ましいと思いますか。また、選んだ理由はどんなことからですか。小学校、中学校それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。（1つ）

【全対象区分】（保：問8、一：問9、教：問8、児・生：問3）

全 体

○全体としては、小学校及び中学校ともに「21～30人」が最も多く、次いで「31～35人」、「11～20人」の順となっている。

○全体としては、小学校及び中学校ともに「教員が一人ひとりに目が届き、きめ細やかな指導が受けられる」が最も多く、次いで「友達の考えに触れる機会や学び合いの機会が得やすい」の順となっている。



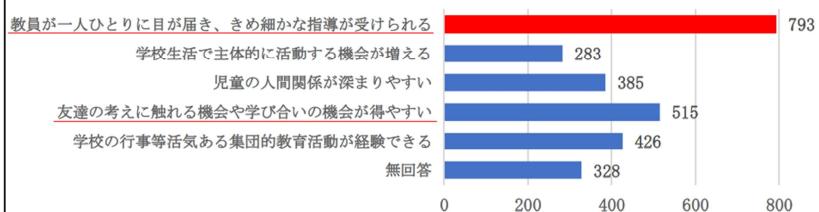
【小学校】選んだ理由
(保護者・一般町民・教職員)

n=1,648 (複数回答) 2,830件



【中学校】選んだ理由
(保護者・一般町民・教職員)

n=1,648 (複数回答) 2,730件

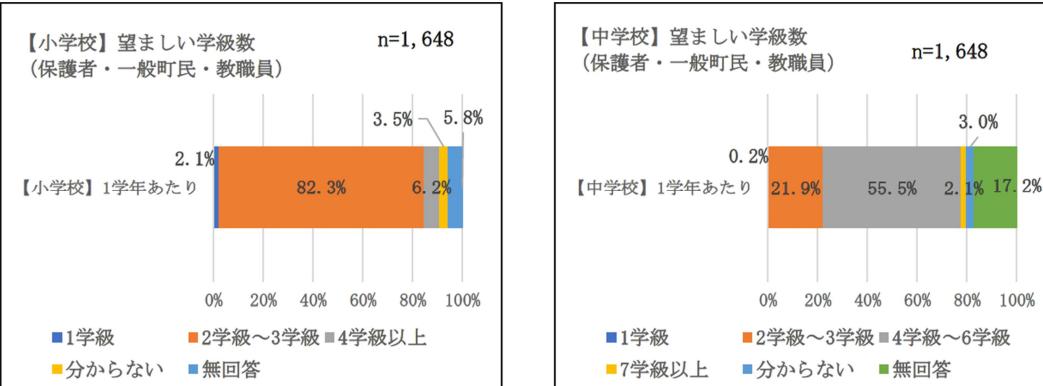


10 あなたが考える小・中学校の1学年あたりの学級数は何学級程度が望ましいと思いますか。また、選んだ理由はどんなことからですか。小学校、中学校それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。(1つ)

【全対象区分】(保:問9、一:問10、教:問9、児・生:問4~6)

全 体

○全体としては、1学年当たりの望ましい学級数は、小学校で「2~3学級」、中学校で「4~6学級」が最も多くなっている。これらは、国が示す標準学級数と同様である。



○全体としては、小学校及び中学校ともに「クラス替えで人間関係に変化を持たせ、友人がたくさんできる」が最も多く、次いで「社会性・協調性を養う多様な考えに触れる機会に恵まれる」の順になっている。

【小学校】選んだ理由 n=1,648 (複数回答) 2,999件 (保護者・一般町民・教職員)



【中学校】選んだ理由 n=1,648 (複数回答) 3,299件 (保護者・一般町民・教職員)



日立市及び境町の事例は他市町のアンケート結果であり、そのまま水戸市に当てはめることはできないが、水戸市民だけが特別な教育観があり特殊な環境下にあるとも考えづらい。正確な水戸市民の意見をくみ取るにはアンケート等を実施する必要があるが、現状では実施していないため他市町と同様の結果となると想定すると、1学年1学級を望む関係者は全体の約1%ほどであり、その他大半の関係者が望む学校規模は水戸市が定めた学校規模の標準と大きな乖離はないことから、現在の水戸市立小・中学校の学校規模についておよそ半数が市民が望む水準ではなく、学校規模の観点において市民が期待する教育環境が提供できていないことになる。

小・中学校は第一義的には子どもたちへ教育を行う場であり、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性を学び、身に着けながら成長していく場である。また、小・中学校が起点となり地域との交流や自然災害等の避難場所にも活用されるなど、小・中学校に直接的だけでなく間接的にも関係する者は幅広い。多様な関係者がいる中で小・中学校の適正配置について、現状からの変更を行うには丁寧な手続きが求められる。他自治体においても小・中学校の統廃合の方針や計画を定めてから実際に学校が統廃合されるまでに3~5年ほど時間をかけているところが多い。小学校においては今後6年間で2,000人ほど児童数が減少することが想定され、また、厳しい財政状況の中、既存学校設備の老朽化により多額の修繕費や改修費が見込まれており、将来的に無駄な投資とならないように、早急に実効的な小・中学校の適正配置に関する指針に改定し、市民アンケート等関係者の意見に十分に耳を傾けながら丁寧な手続きのもと学校規模の適正化を図る必要があると考えられる。

包括外部監査の結果に係る措置状況

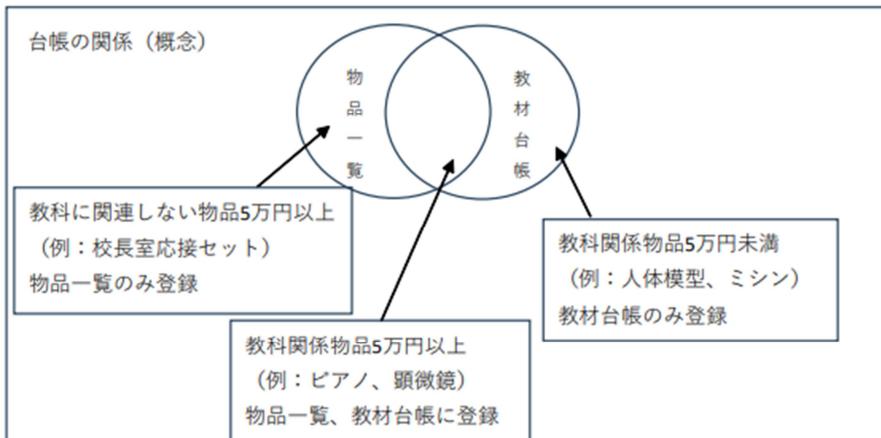
監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 教育企画課	
報告書ページ	85	区別 の番号	指摘事項 意見	2	
指摘事項等 の内容		<p>県費負担教職員の給与に係る事務の効率化について 給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図るため、水戸市立小・中学校等の教職員は市の職員であるが、その給与については茨城県の負担となっている。その給与事務の資金フローについて確認したところ以下のようになっていた。</p> <p>①茨城県 → ②資金前渡職員 ○○学校 校長名義口座 → ③○○学校 代表 教頭名義口座 → ④県費負担教職員各口座 ここで、なぜ②の口座から④の口座へ直接振り込みをしてはならないかについて担当者へ質問したところ、往査した学校10校全ての担当者から明確な回答はなく、前例に従いこののような資金フローになっているとのことであった。②及び③の口座については県費負担教職員の給与に係る入出金しかなく、同一の入出金を繰り返す口座が2口座ある状態となっている。近年は資金移動に伴う手数料の値上げという経済的な観点、そもそも不要な資金移動による事務の煩雑性、不正な利用がされないよう不要な口座は持たないというリスク管理の観点からも県費負担教職員に係る給与事務の資金フローについて効率化の検討を行うことが望ましいと考える。</p>			
講じた措置 の内容等		<p>当該事務については茨城県の所管であることから、茨城県に改めて確認した結果、県費負担教職員の給与については、茨城県から県費負担教職員各口座に直接振り込まれており、報告書に記載されている資金フローは各学校から申請のあった法定外控除（職員駐車場使用料、職員組合費等）の支払いであった。</p> <p>正しいフロー図は以下のとおりである。</p> <p>【県費負担教職員給与】</p> <p>①茨城県 → ②県費負担教職員各口座</p> <p>【法定外控除】</p> <p>①茨城県 → ②資金前渡職員 ○○学校 校長名義口座 → ③○○学校 代表 教頭名義口座 → ④法定外控除各支払先口座</p>			

	<p>また、②資金前渡職員の時点ではまだ公金扱いとなっており、その状態では法定外控除の支払いができないため、③学校代表口座に移し私金扱いとする必要があることから、すでに県の方で効率化された事務手続きである。</p> <p>なお、本市は県の業務の効率化を検討する立場ではないことから、水戸市包括外部監査において、上記内容が監査人より意見として報告書に記載されたことを、今後の事務の参考として、県担当課に情報提供した。</p>
--	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課																																																																																				
報告書ページ	87	区分別 の番号	指摘事項 意見																																																																																					
指摘事項等 の内容	<p>財務規程上の様式と実務上の管理資料の整合性について</p> <p>往査した学校にて使用されていた教材台帳には水戸市立学校財務規程にて提示されている教材台帳の様式に、「シール番号」及び「廃棄済」の欄を追加して使用していた。シール番号は個体識別のため、廃棄済は廃棄済か否かを明らかにするために設けているものと推測される。教材台帳の様式は令和6年度に更新されているが、現状では各校で使用されている様式が規程に沿ったものではないといえることから、規程上の様式を実務に合わせたものに変更することを検討することが望ましいと考える。</p>																																																																																							
	<table border="1"> <caption>教材台帳</caption> <thead> <tr> <th>No</th> <th>物品 コード</th> <th>シール 番号</th> <th>物品名</th> <th>購入年月日 (物品検収日又 は寄附登記日)</th> <th>金額</th> <th>現有 数量</th> <th>購入 科目 コード</th> <th>購入科目</th> <th>規格 (メーカー・ 品番)</th> <th>購入先 コード</th> <th>保管先 コード</th> <th>保管先 教室名</th> <th>廃棄済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					No	物品 コード	シール 番号	物品名	購入年月日 (物品検収日又 は寄附登記日)	金額	現有 数量	購入 科目 コード	購入科目	規格 (メーカー・ 品番)	購入先 コード	保管先 コード	保管先 教室名	廃棄済	1														2														3														4														5												
No	物品 コード	シール 番号	物品名	購入年月日 (物品検収日又 は寄附登記日)	金額	現有 数量	購入 科目 コード	購入科目	規格 (メーカー・ 品番)	購入先 コード	保管先 コード	保管先 教室名	廃棄済																																																																											
1																																																																																								
2																																																																																								
3																																																																																								
4																																																																																								
5																																																																																								
講じた措置 の内容等	<p>水戸市立学校財務規程に定めのある教材台帳の様式は、実際に学校が使用している様式を基に管理するにあたり、必要最低限の項目を残し令和5年度末に改正したものであり、シール番号や廃棄済欄については、学校が運用するうえで必要と判断し、独自に追加したものである。これらのような欄の追加については規程上特に差し支えなく、各学校における柔軟で効率的な運用の観点からも規程上は必要最低限の項目とすべきであるとしたことから、今後も現行の運用を継続することとした。</p>																																																																																							

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課	
報告書ページ	88	区別 の番号	指摘事項 意見		
				物品一覧と教材台帳との重複管理の解消について 上記のとおり、校用備品は物品一覧に記載され、教材用品は教材台帳に記載される。また、教材用品のうち5万円以上のものについては、物品一覧にも記録される。 概念としては、教科に関する物品は教材台帳に記録され、教科に関係しない物品は物品一覧に記録されることとなっているが、往査を行った学校では各教科のほか、「校用一般」「共通」といった区分を設けて教科に直接関係のない物品（プロジェクター、空気清浄機、下駄箱、ロッカ一等）を記録し、管理を行っていた。	
指摘事項等 の内容		 <p>台帳の関係（概念）</p> <p>教科に関連しない物品5万円以上 (例: 校長室応接セット) 物品一覧のみ登録</p> <p>教科関係物品5万円未満 (例: 人体模型、ミシン) 教材台帳のみ登録</p> <p>教科関係物品5万円以上 (例: ピアノ、顕微鏡) 物品一覧、教材台帳に登録</p>			
				概念としては、物品一覧にのみ登録されるものはあるが、学校では物品の管理は教材台帳を用いて行っていることから、教科に関連がなくとも現物があれば、登録して管理をするという行動は合理的であるといえる。また、令和6年度より物品一覧の更新は学校施設課で一元的に行われることになっているが、全学校分について適時に更新できるのかという点については、廃棄済み物品が物品一覧に記載があった事実や物品一覧に登録されるべきものが教材台帳にのみ登録されていた事実を鑑みると、台帳様式や更新者の移行時期という点を踏まえても精度に懸念がある。	
				5万円以上の物品の場合、同一物品につき、学校で教材台帳に、学校	

	<p>施設課で物品一覧に情報が登録されるため、記録簿に登録するという作業が2か所で行われることになり、記録簿に情報を登録するという作業が二重に行われていると捉えることもできる。</p> <p>教育財産の管理については、令和4年度及び令和5年度を準備期間とし、令和6年度より新たな様式、更新方法に変更されたが、学校での管理状況を踏まえて、学校及び学校施設課での作業効率や帳簿間の整合性の担保も考慮した上で、教育財産の管理方法（帳簿の整備）について検討を行うことが望ましいと考える。</p>
講じた措置の内容等	<p>指摘のとおり、物品一覧と教材台帳については、二重に管理している状況である。</p> <p>しかしながら、物品一覧については、水戸市財務規則に基づく5万円以上の備品管理の趣旨に則って作成しているものであるが、一方で教材台帳については、学校における教材等を管理する目的で作成しているものであり、それぞれ管理目的が異なっていることから、今後も現行の運用を継続することとした。</p> <p>なお、適切な管理がされるよう、毎年度、各学校において物品一覧と教材台帳に記載されている物品について現物と突合するよう引き続き指導していく。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課	
報告書ページ	89	区分別 の番号	指摘事項 意見		
指摘事項等 の内容		<p>他の小学校、中学校で共通使用する器具について 国田義務教育学校において高齢者疑似体験セット（44,000円）を購入 していた。これは、体に装着し、身体各機能の障害低下を体験することで、高齢者についての理解を深めるものである。</p> <p>この器具については、他の学校でも同じものを購入しているが、各校 で常時使用するものとは考えにくい。そのため、例えば教育委員会事務 局で数セット購入し、各学校からの利用希望に応じ貸し出しを行った方 が水戸市全体の支出は減少すると思われるため、類似の事例があれば 検討を行うことが望ましいと考える。</p>			
講じた措置 の内容等		<p>高齢者疑似体験セットについては、御意見のとおり常時学校で使用する 物品ではない。しかし、教育委員会事務局で購入し、希望に応じて貸 出す方法をとると、物品の保管や管理、貸し借り業務対応など、教育委 員会として新たな業務が増え職員に負担がかかるとともに、希望日が重 なる等の事態が起きた際、授業を別日に変更するなど、各学校の授業カ リキュラムに影響を与え、学校の運営に支障をきたし、費用対効果も低 いと考えられる。</p> <p>現在においても、当該教材を購入するか、どのメーカーの教材を選定 するか、などについては、学校の特色等にも関わるものであり、各学校 の判断にゆだねている状況にあることから、今後においても同様の対応 とすることとした。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (笠原小学校)		
報告書ページ	99	区分別 の番号	指摘事項	2	
			意見		
指摘事項等 の内容	<p>学校徴収金について適切に監査すべきこと</p> <p>学校徴収金について、学校徴収金取扱要項において決算処理として、年度末に監査担当者（事務職員）・監査責任者による監査及び保護者代表など外部関係者による会計監査を実施することを定めている。会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の第5学年費について、会計監査日後に入出金が行われていた。会計監査日は令和6年3月19日であったが、令和6年3月20日に4,000円の出金が通帳に記帳されていた。内容を確認すると転出児童に対する教材費等の返金であり支出自体に問題はないと判断されるが、会計報告において保護者へ報告した出金総額及び次年度繰越額と実際の出金総額及び次年度繰越額が異なってしまっている。会計監査の目的は会計期間全ての取引について適切に行われたことを検証することにあるため、会計監査の対象外となる取引が存在することには問題がある。学校徴収金の監査については全ての取引が対象となるよう監査すべきである。</p>				
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>笠原小学校において、会計監査及び会計報告についての理解を深めるための校内研修を実施するとともに、令和6年度学校徴収金については、転出児童への返金等を含め、会計期間全ての取引終了後に会計監査を実施した。あわせて、保護者への報告方法を児童を通じた紙媒体での通知からメール配信による通知とし、令和7年4月に実施した。</p> <p>また、転出児童が発生した場合には、速やかに関係職員と情報共有するよう全教職員に周知徹底した。</p>				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (笠原小学校)
報告書ページ	99	区分別 の番号	指摘事項	
				意見 8
指摘事項等 の内容		<p>不要な銀行口座の解約について</p> <p>学校で管理する通帳を確認したところ、スポーツ振興センター会計に係る銀行口座について、残高が0円であり3年間入出金がなかった。これはスポーツ振興センターに対する災害掛金の振り込みを従前は保護者から徴収したものを作成から支払っていたが、学校を経由せず直接保護者とスポーツ振興センターで掛金の支払いを行うように変わったため使用されなくなったことによる。</p>		
		<p>また、同様に公衆電話会計に係る銀行口座について学校内に設置されていた公衆電話が令和4年11月16日に撤去され、最終的な入金があったのは令和5年5月10日であり、以後の取引は発生しないにもかかわらず銀行口座が解約されずに残っていた。公衆電話会計においては残金として1,105円残っておりその内訳・内容は不明とのことであるが、残金については金額が僅少であることから学校の運営費として活用する、慈善団体へ寄附をするなど簡便で適切な処理を行い、銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約することが望ましいと考える。</p>		
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>当該銀行口座については、長期間使用していなかったことから、令和7年7月に解約し、銀行口座の適切な利用について、全教職員に周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (笠原小学校)
報告書ページ	100	区分別 の番号	指摘事項	3
				意見
指摘事項等 の内容	<p>未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと</p> <p>学校徴収金について往査日時点（令和6年8月21日）において未納となっている9件について未納者対応記録簿が作成されていなかった。学校徴収金取扱要項にある学校徴収金取扱いに関する資料において、未納対策として、文書による督促等を行うことや督促の経過や結果を未納者対応記録簿に記入することが定められている。未納者への対応状況や結果を取りまとめることは、担当者が変わった場合においても過去の経過を把握するために必要な資料となる。未納者への督促等の結果について、適切に未納者対応記録簿を作成すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>笠原小学校において、令和7年6月に令和4年度まで遡及して未納者対応記録簿を作成するとともに、未納者への対策状況等については、管理職と事務職員で改めて確認した上で、職員研修を通じて全教職員と共通理解を図った。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (笠原小学校)		
報告書ページ	100	区分別 の番号	指摘事項 4	意見	
<p>学校徴収金の未納による不足金を教職員の立替で補うべきでないこと 往査日時点（令和6年8月21日）において学年費等における学校徴収金の未納金残高が181,110円（9件）あり、未納金が生じたことによる不足金はどのように補填したか質問したところ、未納金が発生した時の校長が個人で立替を行っており、未納金回収時に立替を行った校長に返金しているとの回答を得た。未納金の内訳は 令和4年度発生：50,100円（3件）補填 令和5年度発生：131,010円（6件） となっている。</p> <p>学校徴収金について未納が発生しないように、支払いが遅延した者の督促や面談等実施することは必要なことであるが、それでも未納が発生してしまうことは資金のやり取りが発生する業務であれば避けて通れない。しかし、発生した未納金について校長という本来の負担者ではない個人が立替を行い不足金を補填することで資金不足は解消されるかもしれないが、未納者が金銭的負担なく学校における活動が実施されたことによるモラルハザードを招く恐れや、未納金が回収できなかつた場合に本来の負担者ではない個人が負担することとなるなど問題が大きい。</p> <p>近年は子育て支援として様々な公的な経済支援策が施されているが、その中に児童手当がある。児童手当については学校給食費等を差し引いて支給することが認められている。</p>					

こども家庭庁 HP 児童手当 Q&A より抜粋

Q11.保育料や学校給食費などが児童手当から差し引かれる場合があるのですか？

A11.各市区町村の判断により、手当から保育料を差し引くことが可能です。

また、手当を受給している人からの申し出により、学校給食費などを差し引いて児童手当を支給することができます。

○ 保育料については、市区町村の判断により、手当を受け取っている人と保育料を支払うべき扶養義務者が同一である場合は、市区町村がその人に手当の支払いをする際に、手当から保育料を徴収することができます。

○ また、学校給食費等（注）については、受給者からの申し出があった場合に、市区町村が手当から学校給食費等を徴収することができることにしています。

○ 徴収の対象となる費用や申し出の方法については、各市区町村が決定し、実施される場合は、各市区町村から案内があります。

（注）学校給食費等とは

- ・ 学校給食費
- ・ 幼稚園または特別支援学校の幼稚部の保育料
- ・ 義務教育諸学校の学用品の購入費用

（以下略）

現在水戸市においては、保育所利用者負担金及び市立保育所・認定こども園の副食費については児童手当からの徴収がされることとしているが、学用品の購入費用については徴収できることとしていない。学校徴収金の未納金について未納の発生を未然に防ぐためにも児童手当からの徴収を可能とする方策を導入するとともに、発生した未納額について教職員が立替をしている現状を改善するため、公費による補填などの方策を検討すべきである。

講じた措置の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知し、校内において周知した。</p> <p>また、指摘事項等における児童手当からの徴収については、保護者の同意のほか、学校徴収金の標準化や組織体制の見直しなど課題も多くあることから、関係課と協議し、児童手当からの徴収は行なわないこととした。</p> <p>笠原小学校において、教職員の未納金の立替払は行わないこととし、督促及び徴収を強化した。全9件中、令和5年度発生の4件は、令和6年度中に回収、令和4年度及び5年度に滞納していた世帯については、これまでの未納額の納入計画を提案し、令和7年3月から毎月末に入金してもらうこととし、順調に入金を確認した。</p> <p>令和4年度発生の1件については、令和7年7月に督促の通知を郵送するとともに、事務職員が電話連絡を実施し、未納金の徴収に努めた。</p>
-----------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (笠原小学校)		
報告書ページ	102	区分別 の番号	指摘事項	5	
				意見	
指摘事項等 の内容				物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと 物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（糸のこ機械）が存在した。笠原小学校では、令和2年度から4年度にかけて改築工事が実施されており、改築工事時に合わせて処分したものと推測される。物品の廃棄を行う際には水戸市立学校財務規程に従い、適切な手続きを実施すべきである。	
講じた措置 の内容等				令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の廃棄について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。 また、笠原小学校において、令和7年7月に廃棄処分願いの手続きを行うとともに、同月の職員会議で物品の廃棄を行う際の適切な手続きについて全教職員へ周知徹底した。	

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (笠原小学校)																																																																															
報告書ページ	103	区分別 の番号	指摘事項	6																																																																														
					意見																																																																													
<p>同種物品が多量にある場合に適切な管理をすべきこと</p> <p>物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、該当物品が複数存在し、個体識別が困難なもの（ストーブ）があった。当該物品は倉庫に保管されており、自然災害等の際に学校が避難場所として使用された場合に暖房器具として使用するために保有しているものとの説明を受けた。物品一覧にはストーブは10台登録されているが、倉庫には10台超が保管されていると見受けられたため、物品一覧に記載がないものがあると推測される。同種物品が多量にある場合であっても、現物ごとに固有番号を付し、適切に管理を行うべきである。</p>																																																																																		
<p>物品一覧に「ストーブ」として登録されている物品（物品一覧より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固有番号</th><th>品名</th><th>規格</th><th>設置場所</th><th>金額</th><th>取得日</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000016606</td><td>ストーブ</td><td>ヨーロッパ FA-5177 ツン式</td><td>外物置 1(資源)</td><td>50,985円</td><td>H3.11.15</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016607</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ GH-B170FK</td><td>外物置 1(資源)</td><td>83,620円</td><td>H12.3.23</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016608</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ SV-150BS</td><td>外物置 1(資源)</td><td>59,283円</td><td>H12.11.24</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016609</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ GH-B170FK</td><td>外物置 1(資源)</td><td>56,574円</td><td>H12.11.24</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016610</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ GH-B170F アンヒーター</td><td>外物置 1(資源)</td><td>50,531円</td><td>H13.11.13</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016611</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ SV-150BS</td><td>外物置 1(資源)</td><td>56,721円</td><td>H14.10.29</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016612</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ GH-B170F アンヒーター</td><td>外物置 1(資源)</td><td>51,692円</td><td>H15.10.28</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016613</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ SV-150BS</td><td>外物置 1(資源)</td><td>54,810円</td><td>H15.11.11</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016614</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ SV-150BS</td><td>外物置 1(資源)</td><td>52,356円</td><td>H16.11.26</td><td>校用 (一般)</td></tr> <tr> <td>1000016615</td><td>ストーブ</td><td>ヨコナ SV-151BS</td><td>外物置 1(資源)</td><td>61,074円</td><td>H18.10.13</td><td>校用 (一般)</td></tr> </tbody> </table>						固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考	1000016606	ストーブ	ヨーロッパ FA-5177 ツン式	外物置 1(資源)	50,985円	H3.11.15	校用 (一般)	1000016607	ストーブ	ヨコナ GH-B170FK	外物置 1(資源)	83,620円	H12.3.23	校用 (一般)	1000016608	ストーブ	ヨコナ SV-150BS	外物置 1(資源)	59,283円	H12.11.24	校用 (一般)	1000016609	ストーブ	ヨコナ GH-B170FK	外物置 1(資源)	56,574円	H12.11.24	校用 (一般)	1000016610	ストーブ	ヨコナ GH-B170F アンヒーター	外物置 1(資源)	50,531円	H13.11.13	校用 (一般)	1000016611	ストーブ	ヨコナ SV-150BS	外物置 1(資源)	56,721円	H14.10.29	校用 (一般)	1000016612	ストーブ	ヨコナ GH-B170F アンヒーター	外物置 1(資源)	51,692円	H15.10.28	校用 (一般)	1000016613	ストーブ	ヨコナ SV-150BS	外物置 1(資源)	54,810円	H15.11.11	校用 (一般)	1000016614	ストーブ	ヨコナ SV-150BS	外物置 1(資源)	52,356円	H16.11.26	校用 (一般)	1000016615	ストーブ	ヨコナ SV-151BS	外物置 1(資源)	61,074円	H18.10.13	校用 (一般)
固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考																																																																												
1000016606	ストーブ	ヨーロッパ FA-5177 ツン式	外物置 1(資源)	50,985円	H3.11.15	校用 (一般)																																																																												
1000016607	ストーブ	ヨコナ GH-B170FK	外物置 1(資源)	83,620円	H12.3.23	校用 (一般)																																																																												
1000016608	ストーブ	ヨコナ SV-150BS	外物置 1(資源)	59,283円	H12.11.24	校用 (一般)																																																																												
1000016609	ストーブ	ヨコナ GH-B170FK	外物置 1(資源)	56,574円	H12.11.24	校用 (一般)																																																																												
1000016610	ストーブ	ヨコナ GH-B170F アンヒーター	外物置 1(資源)	50,531円	H13.11.13	校用 (一般)																																																																												
1000016611	ストーブ	ヨコナ SV-150BS	外物置 1(資源)	56,721円	H14.10.29	校用 (一般)																																																																												
1000016612	ストーブ	ヨコナ GH-B170F アンヒーター	外物置 1(資源)	51,692円	H15.10.28	校用 (一般)																																																																												
1000016613	ストーブ	ヨコナ SV-150BS	外物置 1(資源)	54,810円	H15.11.11	校用 (一般)																																																																												
1000016614	ストーブ	ヨコナ SV-150BS	外物置 1(資源)	52,356円	H16.11.26	校用 (一般)																																																																												
1000016615	ストーブ	ヨコナ SV-151BS	外物置 1(資源)	61,074円	H18.10.13	校用 (一般)																																																																												
<p>指摘事項等 の内容</p>																																																																																		

講じた措置の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の管理について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>令和7年7月に改めて物品と物品一覧の対照を行い、物品一覧に記載のないストーブの確認を行ったところ、物品一覧に記載されていないストーブは50,000円未満の消耗品として購入されたものであったため、物品一覧への記載は不要の物品であった。なお、保管されている全てのストーブについて個体識別が可能な状態である。</p>
-----------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (笠原小学校)
報告書ページ	104	区分別 の番号	指摘事項	7
				意見
指摘事項等 の内容	<p>薬品受払簿を適切に作成すべきこと</p> <p>薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、長期間使用していない薬品について、使用が見込まれず増減することが想定されないことから新様式への更新を省略している薬品があった。使用される見込みがないとはいえ、現に薬品を保管していることから、新様式の薬品受払簿へ記載の上、必要に応じて廃棄処分手続を行うべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、薬品受払簿の作成について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>記載のなかった薬品のうち廃棄予定であった薬品については令和7年2月に適切に廃棄した。また、その他の薬品については同月に薬品受払簿に加筆し、管理職の確認を受けた。</p> <p>また、薬品受払簿を適切に管理し、必要に応じて廃棄処分手続きを行うよう、校内において改めて周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (笠原中学校)	
報告書ページ	108	区分別 の番号	指摘事項 8	
				意見
指摘事項等 の内容	<p>学校徴収金・会計事務分担一覧表について適切に作成すべきこと</p> <p>学校徴収金について、学校徴収金取扱要項において会計ごとに口座を管理する会計担当者を指定し、「学校徴収金・会計事務分担一覧表」を作成し明確にすることとなっているが、学校で作成した学校徴収金・会計事務分担一覧表と現物の預金口座通帳を検証したところ、陸上部会計について学校徴収金・会計事務分担一覧表に記載されていなかった。学校徴収金・会計事務分担一覧表を作成する目的は学校で管理する全ての口座を網羅的に把握することで管理対象及び管理者を明確にし、適切な管理を行うことにあるため、全ての口座について学校徴収金・会計事務分担一覧表に記載するべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>笠原中学校において、令和6年度「学校徴収金・会計事務分担一覧表」に、陸上部会計を追記するとともに、一覧表全体の再確認を行い、全教職員間で情報を共有し、再発防止を図った。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (笠原中学校)	
報告書ページ	108	区分別 の番号	指摘事項 意見	9
指摘事項等 の内容		学校徴収金について適切に監査すべきこと 学校徴収金の各会計の監査状況を確認したところ、陸上部会計、卓球部会計、柔道部会計、生徒会費会計について適切な者による監査が行われていなかった。学校徴収金取扱要項において決算処理として、年度末に監査担当者（事務職員）・監査責任者による監査及び保護者代表など外部関係者による会計監査を実施することを定めており、各会計の経理が適切になされているか検証する必要があるため、決算時には適切な者による監査が必要である。		
講じた措置 の内容等		令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。 笠原中学校において、陸上部会計、卓球部会計、柔道部会計、生徒会費会計については、令和7年3月に監査担当者（事務職員）・監査責任者による監査及びPTA監査委員による外部監査を各会計において実施するとともに、全教職員に会計監査の必要性等について周知徹底した。		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (笠原中学校)	
報告書ページ	108	区分別 の番号	指摘事項	10	
			意見		
指摘事項等 の内容		公費私費の区分を明確にすべきこと PTA会費会計において職員室用デスク等を購入していた。(2023年4月3日納品, 5月1日支出)。笠原中学校におけるPTA会費会計における行事助成費, 環境整備助成費についてはPTA役員の厚意により会計の管理者である学校にどのようなものに支出するか一定程度裁量が任されているため, 学校側で必要と認め購入したものだが, 職員室用の物品であれば施設の維持・管理にかかる経費として本来は公費であり, 市の予算で購入すべきものである。PTA会費会計において, PTA側が主体的に施設の維持・管理に関する備品等を購入することは問題ないが, それを学校で使用する場合には寄附採納の手続きをする必要がある。学校徴収金は受益者負担の考えに基づき運用される必要があることから, 公費私費について明確に区分すべきである。			
講じた措置 の内容等		令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で, 私費については県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに, 公費についても学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて指導し, 校内において周知した。 また, 当該物品については, 令和7年7月に寄附採納の手続きを行った。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (笠原中学校)	
報告書ページ	109	区分別 の番号	指摘事項	11
				意見
指摘事項等 の内容		<p>物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと</p> <p>物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（小型加工機器）が存在した。当該物品については令和6年2月に廃棄済みであるものの、廃棄申請手続が行われていないとのことであった。物品の廃棄にあたっては、廃棄申請手続を経た上で実施すべきである。</p>		
講じた措置 の内容等		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の廃棄について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>また、笠原中学校において、令和7年6月の職員会議で物品の廃棄を行う際の適切な手続きについて全教職員へ周知徹底するとともに、7月に廃棄処分願いの手続きを行った。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (常磐小学校)		
報告書ページ	115	区別 の番号	指摘事項	13	
			意見		
指摘事項等 の内容	学校徴収金・会計事務分担一覧表について適切に作成すべきこと 学校で作成した学校徴収金・会計事務分担一覧表と現物の預金口座通帳を検証したところ P T A 周年記念事業積立金及び6年生の卒業対策費口座（6年生 P T A 口座名義）について学校徴収金・会計事務分担一覧表に記載されていなかった。学校で管理する全ての口座を網羅的に把握することで管理対象及び管理者を明確にし、適切な管理を行うため、全ての口座について学校徴収金・会計事務分担一覧表に記載するべきである。				
講じた措置 の内容等	令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。 常磐小学校において、令和6年度「学校徴収金・会計事務分担一覧表」に P T A 周年記念事業積立金及び6年生の卒業対策費口座を追記し、あわせて、学校で管理している全ての口座と通帳を照合し、一覧表への記載漏れがないことを確認した。 また、作成した一覧表は、全教職員間で情報共有を図るとともに、今後は、毎年度始めに一覧表と通帳を突合する確認作業を実施し、網羅的な口座管理と分担者の明確化を徹底する。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (常磐小学校)	
報告書ページ	115	区別 の番号	指摘事項	14
				意見
指摘事項等 の内容	<p>学校徴収金について適切に監査し、不要な口座については解約すべきこと</p> <p>6年生の卒業対策費口座（6年生PTA口座名義）について令和5年度に取引がなかったことから担当者に質問したところ、令和5年度は給食費の口座を代用して卒業対策の経理を行っていたとの回答であった。</p> <p>令和5年度の経理において余剰金額は保護者代表へ返金し、保護者代表から各児童家庭へ返金しており、卒業対策の経理に関する監査は行っていなかった。決算時において各会計の経理が適切になされているか検証する必要があるため、決算時には適切な者による監査が必要である。また、6年生の卒業対策費口座について独立して口座を持つ必要がなければ不正な利用がされないよう不要となった銀行口座は解約すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>常磐小学校において、6年生の卒業対策費口座については、令和6年度より使用を再開し、令和7年3月に保護者による点検及び学校による監査を実施し、保護者に会計報告を行った。</p> <p>今後は、口座の利用目的や必要性を年度末に精査し、不要と判断した場合は速やかに解約するよう、校内において周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (常磐小学校)		
報告書ページ	115	区分別 の番号	指摘事項	15		
			意見			
指摘事項等 の内容		<p>未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと</p> <p>令和5年度末時点において未納金が3,957円（1件）発生していたが、未納者対応記録簿について作成されていなかった。未納者への対応状況や結果を取りまとめることは、担当者が変わった場合においても過去の経過を把握するために必要な資料となる。未納者への督促等の結果について、適切に未納者対応記録簿を作成すべきである。なお、常磐小学校における未納金の発生による不足金の補填には繰越金の中から充当していた。笠原小学校の項でも記載したが、未納金の発生の未然防止策として児童手当からの徴収の活用などの改善策を検討すべきである。</p>				
講じた措置 の内容等		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>また、指摘事項等における児童手当からの徴収については、保護者の同意のほか学校徴収金の標準化や組織体制の見直しなど課題も多くあることから、関係課と協議し、児童手当からの徴収は行なわないこととした。</p> <p>常磐小学校において、令和7年6月に未納者対応記録簿を作成するとともに、未納金への繰越金からの充当を取り止め、未納者への対応の役割分担の再確認を全教職員間で行い、徴収強化を図った。</p>				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (常磐小学校)	
報告書ページ	116	区分別 の番号	指摘事項	16
				意見
指摘事項等 の内容	<p>物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと</p> <p>物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（テント）、廃棄済み物品（アップライトピアノ）が存在した。物品の廃棄を行う際には水戸市立学校財務規程に従い、適切な手続きを実施すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の廃棄について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>テントについては、常磐小学校において、令和6年9月に廃棄処分願いの手続きを行うとともに、同月の職員会議で教職員へ周知を行った。</p> <p>アップライトピアノについては、令和5年度に適正に処理済みであったが、令和5年度の物品一覧の統合作業の際に、誤って登録されたものであり、令和7年4月に削除済である。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (常磐小学校)																																				
報告書ページ	116	区分別 の番号	指摘事項	17																																				
			意見																																					
指摘事項等 の内容	<p>物品について個別に特定できるように管理すべきこと</p> <p>物品一覧に記載されている情報が不足しており、現物を特定できない物品（幕）があった。「幕」の設置場所が体育館となっていることから、体育館上部の窓に設置されている暗幕と見込まれるが、物品ラベルが貼付されていないものであるためサンプルとして抽出した「幕」であると識別することはできなかった。物品について個別に特定できるように物品一覧に詳細な情報を記載することや、物品ラベルの貼付、物品ラベルの貼付が難しい場合は代替的な補助簿を作成するなどして適切に管理する必要がある。</p> <p>「幕」として登録している物品（物品一覧より抜粋）</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>固有番号</th><th>品名</th><th>規格</th><th>設置場所</th><th>金額</th><th>取得日</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100011521</td><td>幕</td><td></td><td>体育館</td><td>286,109 円</td><td>S56.3.31</td><td>一般備品</td></tr> <tr> <td>100011522</td><td>幕</td><td>体育館用</td><td>体育館</td><td>146,880 円</td><td>H28.2.8</td><td>一般備品</td></tr> <tr> <td>100011519</td><td>ステージ幕</td><td></td><td>体育館</td><td>450,000 円</td><td>S56.3.31</td><td>一般備品</td></tr> <tr> <td>100011520</td><td>ステージ幕</td><td>平成4年度 卒業記念品</td><td>体育館</td><td>257,500 円</td><td>H5.3.31</td><td>一般備品</td></tr> </tbody> </table>						固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考	100011521	幕		体育館	286,109 円	S56.3.31	一般備品	100011522	幕	体育館用	体育館	146,880 円	H28.2.8	一般備品	100011519	ステージ幕		体育館	450,000 円	S56.3.31	一般備品	100011520	ステージ幕	平成4年度 卒業記念品	体育館	257,500 円	H5.3.31
固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考																																		
100011521	幕		体育館	286,109 円	S56.3.31	一般備品																																		
100011522	幕	体育館用	体育館	146,880 円	H28.2.8	一般備品																																		
100011519	ステージ幕		体育館	450,000 円	S56.3.31	一般備品																																		
100011520	ステージ幕	平成4年度 卒業記念品	体育館	257,500 円	H5.3.31	一般備品																																		
講じた措置 の内容等	<p>なお、抽出したサンプルのうち食缶消毒保管庫については、給食室備品であり衛生管理上監査人は入室することができないため現物の確認はできなかった。</p>																																							
	<p>当該物品について、令和6年9月に確認を行い、幕はラベルの貼付けが困難であることから、別途対照できる補助簿を作成した。今後も同様の事例があった場合には、適切な対応を行っていく。</p> <p>なお、各学校に、物品一覧について改めて現物との照合・確認を依頼するとともに、各物品についてラベルを貼付するよう令和7年6月に通知した。</p>																																							

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (常磐小学校)																
報告書ページ	117	区分別 の番号	指摘事項 18 意見																
薬品受払簿を適切に作成すべきこと			薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、新たに作成された痕跡はあるものの、新たに作成されたものは令和5年度までの様式で作成されており、様式の変更に対応できていない。新たな様式についての認識不足から生じた事象と考えられるが、正しい様式にて作成することが必要である。																
また、令和5年度薬品受払簿における残量と令和6年度薬品受払簿における受入数量（前年度残量）に差異がある薬品（※）があった。令和5年度中の使用による減及び購入による増の記載漏れと推測されるが、使用等数量に変動があった際には薬品受払簿への記載が必要である。			※様式変更に伴う転記時に数量に変動があった薬品																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>薬品名</th> <th>令和5年度数量</th> <th>令和6年度数量</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩酸（希塩酸）</td> <td>845.5g</td> <td>369.0g</td> <td>△476.5g</td> </tr> <tr> <td>ミョウバン</td> <td>記載なし</td> <td>596.4g</td> <td>+ 596.4g</td> </tr> <tr> <td>ふつとう石</td> <td>記載なし</td> <td>549.4g</td> <td>+ 549.4g</td> </tr> </tbody> </table>			薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異	塩酸（希塩酸）	845.5g	369.0g	△476.5g	ミョウバン	記載なし	596.4g	+ 596.4g	ふつとう石	記載なし	549.4g	+ 549.4g	
薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異																
塩酸（希塩酸）	845.5g	369.0g	△476.5g																
ミョウバン	記載なし	596.4g	+ 596.4g																
ふつとう石	記載なし	549.4g	+ 549.4g																
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、薬品受払簿の作成について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>常磐小学校において、令和6年10月に新様式の薬品受払簿への転記を完了した。</p> <p>記載漏れの薬品については、同月に薬品受払簿に加筆し、管理職の確認を受けた。</p> <p>また、薬品受払簿を適切に作成し管理するよう、校内において改めて周知徹底した。</p>																		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (第一中学校)	
報告書ページ	122	区分別 の番号	指摘事項	19
				意見
指摘事項等 の内容	<p>学校徴収金について適切に監査すべきこと</p> <p>会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の2年生及び3年生の旅行積立金会計に関する会計監査が実施されていなかった。学校徴収金取扱要項において決算処理として、年度末に監査担当者（事務職員）・監査責任者による監査及び保護者代表など外部関係者による会計監査を実施することを定めており、各会計の経理が適切になされているか検証する必要があるため、決算時には適切な者による監査が必要である。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>第一中学校において、令和6年度の会計については、全て適切に会計監査実施した。また、令和7年6月に会計監査の必要性等について全教職員に改めて周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (第一中学校)		
報告書ページ	122	区分別 の番号	指摘事項	20		
			意見			
指摘事項等 の内容		<p>未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと</p> <p>学校徴収金について未納者が複数発生していたが未納者対応記録簿が1名分のみしか作成されていなかった。未納者への対応状況や結果を取りまとめることは、担当者が変わった場合においても過去の経過を把握するために必要な資料となる。未納者への督促等の結果について、適切に未納者対応記録簿を作成すべきである。なお、第一中学校における未納金の発生による不足金の補填には同学年の繰越金の中から充当していた。笠原小学校の項でも記載したが、未納金の発生の未然防止策として児童手当からの徴収の活用などの改善策を検討すべきである。</p>				
講じた措置 の内容等		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>また、指摘事項等における児童手当からの徴収については、保護者の同意のほか、学校徴収金の標準化や組織体制の見直しなど課題も多くあることから、関係課と協議し、児童手当からの徴収は行なわないこととした。</p> <p>第一中学校において、令和7年6月に全未納者の未納者対応記録簿を作成し、適切な未納者対応について教職員に改めて周知するとともに、未納金への補填は行なわないこととし、徴収強化について全教職員で共通理解を図った。</p>				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (第一中学校)	
報告書ページ	123	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	10	
指摘事項等 の内容		旧制水高記念基金の有効活用について 学校で作成した学校徴収金・会計事務分担一覧表と現物の預金口座通帳を検証したところ、旧制水高記念基金口座について、最終記帳日が2021年2月22日（利息）、残高199,120円となっており、それ以後取引が行われていなかった。旧制水高記念基金は2008年1月21日に卒業生より1,000,000円寄附を受けたことに始まり、2008年と2009年に備品・楽器等を購入後、2009年5月1日の取引以後利息以外の取引がない状態となっている。卒業生から学校のより良い運営のための寄附金について、長期にわたり利用せず活用しないことは寄附者の意に反するとも考えられる。寄附者の意思を尊重し、旧制水高記念基金について有効活用する必要がある。			
講じた措置 の内容等		令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。 第一中学校において、旧制水高記念基金については、寄附者の意向を鑑み、学校運営費として活用し、令和7年3月に銀行口座を解約した。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (第一中学校)	
報告書ページ	123	区分別 の番号	指摘事項	21	
			意見		
指摘事項等 の内容		<p>前渡金の適切な管理及び業者への速やかな支払いを行うべきこと 生徒会費において、合唱コンクール運営費代として次のような取引が 発見された。</p> <p>2023年9月10日：49,597円を業者へ支払い（担当者の立替払い） 2023年9月12日：8,394円を業者へ支払い（担当者の立替払い） 2023年11月17日：担当者へ立替分及び今後の支払用として100,000円 現金渡し 2023年11月24日：38,500円を業者へ支払い（担当者から支払い） 2024年2月20日：3,509円を業者へ支払い（担当者から支払い）</p> <p>2024年2月の取引については起票日が2023年10月11日のため、この時に納品及び請求があったと推測されるが、担当者の失念により支払い遅延していたものである。本来は請求書受領後2週間が支払うべき時期として定めているが、大幅に支払い時期が遅れている。前渡金について現金收受後速やかに支払いが行われたことを確認するなど適切な管理を行うとともに、業者への速やかな支払いを行うべきである。</p>			
		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>第一中学校において、令和7年6月に業者からの請求書受領後2週間以内に支払処理を完了するよう、全教職員へ改めて周知するとともに、会計処理手続きを見直し、担当者への前渡金を廃止し、業者へ直接支払うこととした。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (第一中学校)																														
報告書ページ	124	区分別 の番号	指摘事項	22																														
			意見																															
指摘事項等 の内容	<p>物品一覧について適切に作成すべきこと</p> <p>物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが物品一覧に記載がある物品（※）があった。廃棄申請が承認され現物を処分した後は速やかに物品一覧に反映させるべきである。</p> <p style="text-align: center;">※廃棄済みであるが物品一覧に記載があったもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固有番号</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>設置場所</th> <th>金額</th> <th>取得日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000019441</td> <td>打楽器</td> <td>シンバル</td> <td>音楽室</td> <td>51,000 円</td> <td>S51.7.27</td> <td>音楽</td> </tr> <tr> <td>1000019590</td> <td>戸棚</td> <td>サイドボード</td> <td>校長室</td> <td>54,000 円</td> <td>S50.7.29</td> <td>備品 一般</td> </tr> <tr> <td>1000019398</td> <td>定温器</td> <td>電器定温用具</td> <td>理科室</td> <td>78,000 円</td> <td>S44.4.1</td> <td>理科</td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれの物品も令和4年に廃棄処分願が提出され承認されている。</p>						固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考	1000019441	打楽器	シンバル	音楽室	51,000 円	S51.7.27	音楽	1000019590	戸棚	サイドボード	校長室	54,000 円	S50.7.29	備品 一般	1000019398	定温器	電器定温用具	理科室	78,000 円	S44.4.1	理科
固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考																												
1000019441	打楽器	シンバル	音楽室	51,000 円	S51.7.27	音楽																												
1000019590	戸棚	サイドボード	校長室	54,000 円	S50.7.29	備品 一般																												
1000019398	定温器	電器定温用具	理科室	78,000 円	S44.4.1	理科																												
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の管理について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>物品一覧は、令和4年度末までに学校で作成した備品原簿に登録のあった物品のデータを、令和5年度に市の財務会計システムに取込み統合したものであるが、指摘のあった物品については、その際に備品一覧に誤って登録されたものであり、令和7年4月に削除済である。</p>																																	

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (第一中学校)								
報告書ページ	125	区分別 の番号	指摘事項	23								
				意見								
<p>薬品受払簿を適切に作成すべきこと</p> <p>薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、令和5年度薬品受払簿における残量と令和6年度薬品受払簿における受入数量（前年度残量）に差異がある薬品（※）があった。令和5年度の薬品受払簿の記載欄の都合上、数量の記載を備考欄も使用して記載していたことから、転記時に誤りが生じたものと推測される。薬品受払簿について適正に作成すべきである。</p> <p>※様式変更に伴う転記時に数量に変動があった薬品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬品名</th> <th>令和5年度数量</th> <th>令和6年度数量</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨウ化カリウム</td> <td>6,871.5g</td> <td>6,017.5g</td> <td>△854g</td> </tr> </tbody> </table> <p>差異の854gについては、令和5年度薬品受払簿の備考欄に重量が記載されている。</p>					薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異	ヨウ化カリウム	6,871.5g	6,017.5g	△854g
薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異									
ヨウ化カリウム	6,871.5g	6,017.5g	△854g									
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、薬品受払簿の作成について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>第一中学校において、令和5年度の残量と令和6年度の受入数量の差異について確認し、薬品受払簿を整理した。</p> <p>また、令和7年6月に適切な薬品受払簿の作成について、校内において改めて周知徹底した。</p>											

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (第一中学校)	
報告書ページ	127	区分別 の番号	指摘事項 24	意見
指摘事項等 の内容	<p>業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと</p> <p>複数の業者から見積を入手する必要がある場合に、決定した業者の見積書に「決定」と朱書きすることになっているが、その記載がなされていないものが7件あった。業者決定時の手続きについて適切に行うべきである。</p>			
	起票日	節細節名	金額	摘要
	7月24日	物品等修繕料	61,600	フルート修理
	2月13日	手数料	182,160	教室カーテンクリーニング
	2月1日	手数料	59,400	ピアノ調律・調整
	12月13日	施設等の修繕料	80,300	掲示板ガラス修繕工事
	11月9日	施設等の修繕料	73,700	建具補修 ドアクローザー取替
	8月3日	施設等の修繕料	298,760	コンクリート壁クラック修繕
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、契約事務の手続きについて学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知し、指摘のあった入札（見積）書については、令和7年6月に修正した。</p> <p>また、落札業者を判別する入札（見積）書の適切な記載について、校内において改めて周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (第一中学校)		
報告書ページ	127	区分別 の番号	指摘事項	25		
			意見			
売買請書を適正に作成すべきこと				7月3日に小中一貫リーフレット1,000部の印刷に係る契約について売買請書を交わしている。この請書には、税込で金額を記入し、別に消費税等の金額を記載する欄があるが、消費税等を記載する欄には斜線を引いており、金額の記載はされていない。		
「学校経理事務の手引き」第8経理事務におけるその他の注意事項4 売買請書、請書（修繕）では、次の記載がある。						
(3) 「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄には、消費税額又は相当額を記入すること。（内税、非課税の場合は、斜線を引く）				手引によれば、斜線を引くのは非課税の場合となるが、印刷代であることから通常の課税取引であり、非課税取引とは考えにくいこと、契約者が自ら「税込」と枠外に記載していることから、そこには消費税額又は相当額を記入しなければならなかつたと考える。売買請書について、「学校経理事務の手引き」に従い適切に作成すべきである。		
学校経理事務の手引きにおいて、「内税、非課税の場合は、斜線を引く」と記載されており、当該請書については内税のため斜線が引いてあることから、書類は適切に作成されていると認識しているが、今後誤認が生じぬよう、校内において改めて周知徹底した。				講じた措置 の内容等		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (第一中学校)
報告書ページ	128	区別 の番号	指摘事項 26 意見
適切な入札（見積）書の作成をした者のみ契約対象とすべきこと また、同じ業者からの入札（見積）書についても、入札（見積）金額は税抜の金額を記載する旨注意事項として記載されているが、税込の金額を記入している。 入札（見積）書のひな形の注意事項（3）として、次の記載がある。			
落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時はこれを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。			
指摘事項等 の内容	<p>様式通りの記載がなされていない場合には、業者に指摘し、正しい記載となるように修正すべきであり、様式通りに記載された書類を正式な書類とすべきである。</p> <p>上記の例のように、記載すべき項目について自ら斜線を引いたり、税抜の金額を記載すべきところ、税込の金額を記入したりというのは、様式を無視しているだけではなく、様式を改変しているとも捉えられる。</p> <p>入札については、事前に告知した場所に入札書を持参することになっており、入札書を郵送で送った場合、その入札書はルール通り無効となっている。</p> <p>いずれも入札に対するルール違反であると考えるが、その取扱いの差がバランスを欠いているとも考えられる。そのため、入札（見積）書について適切なものを作成をした者のみ契約対象とすべきである。</p>		
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、契約事務の手続きについて学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>また、令和7年6月に業者からの書類取得の際の入札（見積）書の正式な書類様式を確認するとともに、見積依頼時に業者に注意事項を案内することについて、校内において改めて周知徹底した。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (第一中学校)	
報告書ページ	129	区分別 の番号	指摘事項 27	意見
指摘事項等 の内容		<p>適切な入札（見積）書の作成を依頼すべきこと</p> <p>市のひな型である入札（見積）書には、注意事項として税抜の金額を記載する旨の記載がある。そのため、本来入札（見積）金額は税抜の金額で記載する必要がある。</p> <p>業者の方で税抜の記載をするとの注意書きを削除した上、入札（見積）金額には税込の金額を記載しているものがあった。</p> <p>こちらについては、税抜で記載すべしという様式に従った注意事項を自ら削除し、税込の金額を記載しているものである。</p> <p>こちらについても、税抜での記載となるような注意事項を削除し、税込での記載としており、様式を改変している。</p> <p>なお、上記の入札では上記に挙げた様式を改変した業者が落札しており、市との契約を締結している。入札（見積）書については、複数の入札（見積）者がいる場合に同様の書式で比較検討することにより、事務手続き上のミスを防ぐ目的もあることから、適切な入札（見積）書の作成を依頼すべきである。</p>		
		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、契約事務の手続きについて学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>また、令和7年6月に業者からの書類取得の際の入札（見積）書の正式な書類様式を確認するとともに、見積依頼時に業者に注意事項を案内することについて、校内において改めて周知徹底した。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (上大野小学校)	
報告書ページ	133	区分別 の番号	指摘事項	
				意見 11
指摘事項等 の内容	<p>不要な銀行口座の解約について</p> <p>学校で管理する通帳を確認したところ、残高が0円で1年以上取引のない休眠口座がPTAバザー会計で2口座あった。銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約することが望ましいと考える。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>上大野小学校において、PTAバザー会計の2口座については、今後とも取引の見込みがないため、令和7年1月に銀行口座を解約した。</p> <p>また、今後、取引の見込みのない口座が生じた時は、速やかに口座を解約するよう全教職員に周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (下大野小学校)
報告書ページ	138	区分別 の番号	指摘事項	29
				意見
指摘事項等 の内容				学校徴収金の会計監査について保護者への報告前に実施すべきこと 会計監査の状況を確認したところ、令和5年度において1～6年生の 学年費について、監査日前に保護者へ報告を行っていた。 1～5年生：保護者報告日＝2024年3月22日、監査日＝2024年3月25日 6年生：保護者報告日＝2024年3月15日、監査日＝2024年3月25日 学校徴収金取扱要項では、学校徴収金の管理の原則として、「年度末には、外部関係者により会計監査を実施し、その結果を保護者に会計報告書により通知する」と定めている。保護者への報告後に会計監査を実施 することは会計監査の形骸化の恐れもあることから、会計監査について 保護者への報告前に実施すべきである。
講じた措置 の内容等				令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの 順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校 事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即 して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、 令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施につ いて通知するとともに、令和7年5月の学校管理訪問において、令和6 年度の学校徴収金関係会計が適切に処理されたことを確認した。 下大野小学校において、令和6年度学校徴収金については、学年会計 担当者が令和7年3月に会計報告書を作成するとともに外部監査を受け たのち、保護者へ会計報告を行った。 また、保護者への報告については、会計監査後に実施することを全教 職員に周知徹底した。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (下大野小学校)	
報告書ページ	138	区分別 の番号	指摘事項	30
				意見
指摘事項等 の内容	<p>物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと</p> <p>現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳に記載がなされているかを確認したところ、現物を使用中であるにもかかわらず廃棄申請を行い教材台帳上廃棄済みとして取り扱っている物品（定温器）があった。当該定温器については、令和4年7月28日付にて廃棄申請が提出されたのち、承認を受けており、教材台帳上廃棄済みと記載されている。一方、物品一覧には記載が残っているため、現物が存在することとの整合性はとれているが、教材台帳との整合性はない状態となっている。現物は廃棄されておらず使用していることから、教材台帳を修正する必要がある。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の廃棄について学校経理事務の手続きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>なお、下大野小学校において、令和7年3月に教材台帳の追記修正をし、物品の廃棄申請について適切に実施するよう教職員へ周知を行った。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (下大野小学校)																			
報告書ページ	139	区分別 の番号	指摘事項	31																			
				意見																			
<p>薬品受払簿を適切に作成すべきこと</p> <p>薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、令和5年度薬品受払簿における残量と令和6年度薬品受払簿における受入数量（前年度残量）に差異がある薬品（※）があった。令和5年度中の使用による減及び購入による増の記載漏れと考えられるが、使用等数量に変動があった際には薬品受払簿への記載が必要である。</p> <p>※様式変更に伴う転記時に数量に変動があった薬品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬品名</th> <th>令和5年度数量</th> <th>令和6年度数量</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホウ酸</td> <td>218g</td> <td>246g</td> <td>+ 28g</td> </tr> <tr> <td>石灰水</td> <td>117g</td> <td>181g</td> <td>+ 64g</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素液</td> <td>343g</td> <td>349g</td> <td>+ 6g</td> </tr> <tr> <td>アンモニア水</td> <td>1,205g</td> <td>1,093g</td> <td>△ 112g</td> </tr> </tbody> </table>				薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異	ホウ酸	218g	246g	+ 28g	石灰水	117g	181g	+ 64g	ヨウ素液	343g	349g	+ 6g	アンモニア水	1,205g	1,093g	△ 112g
薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異																				
ホウ酸	218g	246g	+ 28g																				
石灰水	117g	181g	+ 64g																				
ヨウ素液	343g	349g	+ 6g																				
アンモニア水	1,205g	1,093g	△ 112g																				
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、薬品受払簿の作成について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>記載漏れの薬品については、令和7年6月に薬品受払簿に加筆し、管理職の確認を受けた。</p> <p>また、薬品受払簿を適切に作成し管理するよう、校内において改めて周知徹底した。</p>																						

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (国田義務教育学校)
報告書ページ	143	区分別 の番号	指摘事項	
				意見 12
<p>不要な銀行口座の解約について</p> <p>学校で管理する通帳を確認したところ、スポーツ振興センター会計に係る銀行口座の2口座について、残高が0円であり3年間入出金がなかった。これはスポーツ振興センターに対する災害掛金の振り込みを従前は保護者から徴収したものを学校から支払っていたが、学校を経由せず直接保護者とスポーツ振興センターで掛金の支払いを行うように変わったため使用されなくなったことによる。</p> <p>銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約すべきである。</p> <p>また、旅費会計の銀行口座1口座について県費負担職員の旅費は学校を経由せず直接教職員へ支給されることとなったため、不要となっているが解約されていなかった。通帳を確認したところ令和5年度に入金があったため内容を確認したところ、平成6年度卒業生一同より150周年記念事業費用として18,455円の寄附を現金で受けたがどの会計の銀行口座に入金するか明確ではなかったため、仮置きとして旅費会計の銀行口座に入金したことであった。これは、旅費会計の口座の本来の目的の使用ではなく、基本的に使用しない口座であるため年度末における会計監査も行われていない。このように銀行口座について不適切な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約することが望ましいと考える。</p>				

講じた措置の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知するとともに、令和7年7月の学校管理訪問において、改めて不要な銀行口座の解約や銀行口座の適切な利用について指導した。</p> <p>国田義務教育学校において、スポーツ振興センター会計に係る2つの銀行口座及び旅費会計の銀行口座については、今後とも取引の見込みがないため、令和7年6月に解約した。</p> <p>また、銀行口座の適切な利用について、全教職員に周知徹底した。</p> <p>なお、仮置きとして入金していた金額については、適切な口座に入金済である。</p>
-----------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (国田義務教育学校)	
報告書ページ	143	区分別 の番号	指摘事項	32	
			意見		
指摘事項等 の内容	学校徴収金について適切に監査すべきこと 会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の7年生旅行会計について、会計監査が行われていなかった。令和5年度末において銀行口座残高は660,000円あり、令和5年度中においても入出金があることから、年度末に会計監査を実施すべきである。				
講じた措置 の内容等	令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知するとともに、令和7年7月の学校管理訪問において、改めて会計監査の実施について指導した。 国田義務教育学校において、改めて令和5年度の7年生旅行会計を確認したところ、令和5年7月、12月、令和6年3月に学年会計とともに校内点検を行い、令和6年3月に外部監査を受けていたが、学年会計とあわせて、1枚の会計点検表となっていたため、旅行会計においては会計監査を実施していないような処理となっていた。 令和7年7月に改めて会計監査を実施し、会計点検表を添付するとともに、全教職員間で情報共有し、再発防止を図った。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (国田義務教育学校)			
報告書ページ	144	区分別 の番号	指摘事項	33			
			意見				
指摘事項等 の内容				学校徴収金について適切に管理すべきこと 学校で管理する通帳を確認したところ、8年生旅行会計について、令和6年度末の残高が2,397円であった。本来であれば8年生旅行会計においては8年生中に旅行を実施し残高が0円になるはずであるがその内容を確認したところ、旅行実施後の令和5年8月28日に自然体験教室会計（8年生旅行会計）報告において旅行後の残金223,397円について生徒返金（13,000円×17人）とし、端数は学年運営費会計へ納入するとしていたが担当者が納入を失念していたとのことであった。保護者への報告のとおりであれば、報告後の取引・残高はなく年度末の会計監査は不要とも考えられるが実際には銀行口座残高があるものの、会計監査は行われていない。令和5年度中においては保護者への報告内容とは異なる経理処理となっているため、保護者への報告内容どおり適切に管理するべきである。			
講じた措置 の内容等				令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知するとともに、令和7年7月の学校管理訪問において、当該指摘事項については、令和6年5月に8年生旅行会計から学年運営費会計へ繰入処理されたことを確認した。 また、国田義務教育学校において、全教職員に適切な会計処理の実施について周知徹底した。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (国田義務教育学校)	
報告書ページ	145	区分別 の番号	指摘事項 34	意見
物品寄附受領書について適切に作成すべきこと 物品の寄附採納手続きについて「学校経理事務の手引き」において次 のように定めている。				
<p>2 物品の寄附採納手続きについて</p> <p>(1) 寄附申込者から物品寄附申込書（様式第 116 号：水戸市財務規則第 237 条 関係）を徴する。</p> <p>(2) 寄附採納・廃棄処分願（物品・図書用）（様式第 10 号：水戸市立学校財務 規程第 7 条関係）を事前に学校施設課経理係に提出し承認を得る（この際、物 品寄附申込書の写し及び物品寄附受領書（教育委員会で教育長印を押印し返却 する）を添付すること。）。</p> <p>(3) 学校施設課長承認、物品受領後、寄附申込者に物品寄附受領書（様式第 117 号：水戸市財務規則第 237 条関係）を交付する。</p> <p>(4) 物品受領後、教材については教材台帳（様式第 7 号：水戸市立学校財務規程 第 7 条関係）に登記する（5 万円以上の備品については、市の財務システムで 管理するため登記不要）。</p>				
指摘事項等 の内容				令和5年度中の寄附採納手続きについて資料を確認したところ、物品 寄附受領書において日付及び文書番号の記載がないものが2件あった。 これは学校担当者の認識誤りにより物品寄附受領書の日付及び文書番号 の記載を各学校で行うべきところ、実施していなかったことによる。 物品寄附受領書は市として寄附を受けたことを証する公文書であるた め、適切に作成する必要がある

講じた措置の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の寄附採納手続きについて学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>当該物品寄附受領書については、令和7年7月に改めて日付及び文書番号を記載のうえ、寄附者へ交付した。</p> <p>また、物品寄附受領書について適切に作成するよう、校内において改めて周知徹底した。</p>
-----------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (国田義務教育学校)	
報告書ページ	146	区分別 の番号	指摘事項	35
				意見
指摘事項等 の内容	<p>物品一覧について適正に作成すべきこと</p> <p>教材台帳を閲覧したところ、5万円以上の物品であるにも関わらず教材台帳のみに記載されている物品（絵画）があった。教材台帳記載物品のうち5万円以上のものについては物品一覧にも記載されるべきものであるため、追加記載が必要である。なお、当該物品は、寄附による取得であるが、寄附に関する手続には問題はないことを寄附採納願にて確認した。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の管理について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>物品一覧は、令和4年度末までに学校で作成した備品原簿に登記のあった物品のデータを、令和5年度に市の財務会計システムに取り込み統合したものであるが、指摘のあった物品については、その際に備品原簿に登記が残っていた物品であり、令和7年4月に物品一覧へ登録した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (国田義務教育学校)	
報告書ページ	146	区分別 の番号	指摘事項	36
				意見
指摘事項等 の内容		物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと 物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（人体模型）、廃棄済み物品（定温器）が存在した。廃棄申請が承認され現物を処分した後は速やかに物品一覧に反映させるべきである。		
講じた措置 の内容等		令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の廃棄について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。 また、国田義務教育学校において、指摘のあった物品については、令和7年7月に廃棄処分願の手続きを行うとともに、同月の職員集会で教職員へ周知を行った。		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (国田義務教育学校)	
報告書ページ	148	区分別 の番号	指摘事項 37	
				意見
業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと 複数の業者から見積を入手する必要がある場合に、決定した業者の見積書に「決定」と朱書きすることになっているが、1月18日起票の施設等の修繕料（雨樋修繕）99,000円について、その記載がなされていなかった。業者決定時の手続きについて適切に行うべきである。				
指摘事項等 の内容	<p>学校経理事務の手引き</p> <p>第3 予算執行</p> <p>5 物品調達</p> <p>(1) 物品調達項目</p> <p>見積書徵取 「…見積書のうち採用した見積書に「決定」と朱書きし、安価なものから順に並べ、全ての見積書を支出負担行為票（学校（園）用）に添付すること。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、契約事務の手続きについて学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知し、指摘のあった入札（見積）書については、令和7年7月に修正した。</p> <p>また、改めて正しい手続き方法を確認し、校内で周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (飯富中学校)
報告書ページ	152	区別 の番号	指摘事項	38
				意見
指摘事項等 の内容				公費私費の区分を明確にすべきこと 令和5年度のPTA会費会計において授業で利用するディスプレイスタンド62,800円を購入していた。(令和5年7月18日)。リモート授業で使用するものであり、ディスプレイ本体については令達予算で購入できたものの、ディスプレイスタンドがないと使用が困難のためPTA役員に説明のうえ、PTA会費会計で購入したことであった。リモート授業での使用用途が終わったら体育館での使用を見込んでいる。授業用の物品であれば本来は公費負担であり、市の予算で購入すべきものである。PTA会費会計において、PTA側が主体的に施設の維持・管理に関する備品等を購入することは問題ないが、それを学校で使用する場合には寄附採納の手続きをとる必要がある。学校徴収金は受益者負担の考えに基づき運用される必要があることから、公費私費について明確に区分すべきである。
講じた措置 の内容等				令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、私費については県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、公費についても学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて指導し、校内において周知した。 また、当該物品については、令和7年6月に寄附採納の手続きを行った。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (飯富中学校)
報告書ページ	152	区分別 の番号	指摘事項	
				意見 14
指摘事項等 の内容	<p>不要な銀行口座の解約について</p> <p>学校で管理する通帳を確認したところ、残高が0円で1年以上取引のない休眠口座が職員給食費会計で1口座、スポーツ振興センター会計で1口座あった。銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約することが望ましいと考える。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>当該銀行口座については、令和6年10月に解約するとともに、銀行口座の適切な利用について、全教職員に周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (飯富中学校)	
報告書ページ	152	区分別 の番号	指摘事項	39	
			意見		
指摘事項等 の内容		学校徴収金について適切に監査すべきこと 会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の生徒会費会計に関する会計監査が実施されていなかった。学校徴収金取扱要項において決算処理として、年度末に監査担当者（事務職員）・監査責任者による監査及び保護者代表など外部関係者による会計監査を実施することを定めており、各会計の経理が適切になされているか検証する必要があるため、決算時には適切な者による監査が必要である。			
講じた措置 の内容等		令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。 飯富中学校において、生徒会費会計については年度末の外部監査を実施していなかったため、令和7年6月に外部関係者（保護者）による会計監査を令和5年4月まで遡及して実施した。 また、全教職員間で、外部監査の適切な実施について周知徹底した。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (飯富中学校)	
報告書ページ	153	区分別 の番号	指摘事項	40
				意見
指摘事項等 の内容		物品一覧について適切に作成すべきこと 物品一覧よりサンプルを抽出し、物品一覧及び教材台帳に記載がなされているか確認したところ、5万円以上の物品であるにも関わらず教材台帳のみに記載されている物品（木工工作台、拡大プリンタ）があった。教材台帳記載物品のうち5万円以上のものについては物品一覧にも記載されるべきものであるため、追加記載が必要である。		
講じた措置 の内容等		令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の管理について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。 物品一覧は、令和4年度末までに学校で作成した備品原簿に登記のあった物品のデータを、令和5年度に市の財務会計システムに取込み統合したものであるが、指摘のあった物品については、その際に備品原簿に登記が残っていた物品であり、令和7年6月に改めて物品登録作業を実施した。		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (飯富中学校)												
報告書ページ	153	区分別 の番号	指摘事項	41												
				意見												
<p>薬品受払簿を適切に作成すべきこと</p> <p>薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、令和5年度薬品受払簿における残量と令和6年度薬品受払簿における受入数量（前年度残量）に差異がある薬品（※）があった。令和5年度中の使用による減の記載漏れと考えられるが、使用等数量に変動があった際には薬品受払簿への記載が必要である。</p> <p style="text-align: center;">※様式変更に伴う転記時に数量に変動があった薬品</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>薬品名</th> <th>令和5年度数量</th> <th>令和6年度数量</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バラジクロロベンゼン</td> <td>845g</td> <td>720g</td> <td>△125g</td> </tr> <tr> <td>B T B</td> <td>902g</td> <td>777g</td> <td>△125g</td> </tr> </tbody> </table>					薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異	バラジクロロベンゼン	845g	720g	△125g	B T B	902g	777g	△125g
薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異													
バラジクロロベンゼン	845g	720g	△125g													
B T B	902g	777g	△125g													
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、薬品受払簿の作成について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>飯富中学校において、令和7年1月に新様式の薬品受払簿への転記を完了するとともに、記載漏れの薬品については、同月に薬品受払簿に加筆し、管理職の確認を受けた。</p> <p>また、適切な薬品受払簿の管理について、校内において改めて周知徹底した。</p>															

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (飯富中学校)									
報告書ページ	155	区分別 の番号	指摘事項	42								
				意見								
<p>支出負担行為票を適切に作成すべきこと</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの新聞の年間購読の契約を締結し、その年間購読料の支払いを令和6年3月31日に行ってい</p> <p>る。</p> <p>支出負担行為票と経理簿の日付に下記の表のように不整合が生じてい</p> <p>た。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>起案日</td> <td>システムへの入力日</td> </tr> <tr> <td>支出負担行為票</td> <td>令和5年4月1日</td> <td>令和6年3月5日以降</td> </tr> <tr> <td>経理簿</td> <td></td> <td>令和5年4月3日</td> </tr> </table>					起案日	システムへの入力日	支出負担行為票	令和5年4月1日	令和6年3月5日以降	経理簿		令和5年4月3日
	起案日	システムへの入力日										
支出負担行為票	令和5年4月1日	令和6年3月5日以降										
経理簿		令和5年4月3日										
指摘事項等 の内容	<p>支出負担行為票の起案日は契約の始期となる令和5年4月1日となっ</p> <p>ているが、同書類のシステムへの入力日は経理簿の連番が81となってお</p> <p>り、80の取引の日付が令和6年3月5日となっていることから、81の取</p> <p>引の入力日は令和6年3月5日以降となっている。これは、契約期間の</p> <p>途中で毎月の購読料に変更があるため、金額が最終的に確定するまで待</p> <p>ったうえで支出負担行為票のシステムへの入力を行ったからである。また経理簿の日付は令和5年4月3日となっているが、支出負担行為票の</p> <p>起案日は令和5年4月1日となっている。</p> <p>これは、経理簿の入力日は、令和5年4月1日が土曜日だったことか</p> <p>ら、翌営業日となる令和5年4月3日の日付で入力を行ったものである。</p> <p>ただ、本来であれば契約の始期が令和5年4月1日であることから、</p> <p>支出負担行為票については、起案日とシステムへの入力日ともに令和5</p> <p>年4月1日で行うべきであった。年度の途中で単価が変更になることが</p> <p>予想される場合にも、現状見積もれる単価を使用し、変更となる金額が</p> <p>明確になった時点で変更の手続きを行うべきである。</p>											

講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、契約事務の手続きについて学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>また、支出負担行為票の適切な作成について改めて確認し、校内において周知徹底した。</p>
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (飯富中学校)	
報告書ページ	156	区分別 の番号	指摘事項	43
				意見
指摘事項等 の内容		<p>業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと</p> <p>複数の業者から見積を入手する必要がある場合に、決定した業者の見積書に「決定」と朱書きすることになっているが、9月22日起票の庁用器具費スライド丸のこ1台127,600円について、その記載がなされていなかった。業者決定時の手続きについて適切に実施すべきである。</p>		
講じた措置 の内容等		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、契約事務の手続きについて学校経理事務の手引きに即して適正に行うよう改めて周知し、指摘のあった入札（見積）書については、令和7年6月に修正した。</p> <p>また、正しい手続きについて改めて確認し、校内において周知徹底した。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (鯉淵小学校)	
報告書ページ	160	区分別 の番号	指摘事項 44	意見
指摘事項等 の内容		<p>学校徴収金の会計監査について保護者への報告前に実施すべきこと</p> <p>会計監査の状況を確認したところ、令和5年度において1～6年生の学年費について保護者への会計監査の結果報告を行っていなかった。</p> <p>学校徴収金取扱要項では、学校徴収金の管理の原則として、「年度末には、外部関係者により会計監査を実施し、その結果を保護者に会計報告書により通知する」と定めている。負担者である保護者へ適正な監査を受け、適正に会計処理が行われたことを証するため、会計監査結果について保護者へ報告すべきである。</p>		
講じた措置 の内容等		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知するとともに、令和7年7月の学校管理訪問において、改めて適切な会計処理等について指導した。</p> <p>鯉淵小学校において、年度末にPTA監査委員による会計監査を実施し、適正な会計処理が行われたことを保護者に報告していたが、報告書の様式が所定のものではなく、別なファイルにつづっていたことが確認されたため、全教職員間で所定の様式を用いるとともに、同じファイルへつづることを周知徹底した。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (鯉淵小学校)	
報告書ページ	160	区分別 の番号	指摘事項	45	
				意見	
指摘事項等 の内容				公費私費の区分を明確にすべきこと 令和5年度の後援会費会計において児童用図書購入 45,056 円（令和6年2月8日）及び黒板ふきクリーナー10,428 円（令和6年3月22日）を購入し、それぞれの物品について寄附採納手続きが取られていなかった。授業用の物品であれば施設の維持・管理にかかる経費として本来は公費であり、市の予算で購入すべきものである。後援会費会計において、PTA側が主体的に備品等を購入することは問題ないが、それを学校で使用する場合には寄附採納の手続きをする必要がある。学校徴収金は受益者負担の考えに基づき運用される必要があることから、公費私費について明確に区分すべきである。	
講じた措置 の内容等				令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、私費については県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、公費についても学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて指導し、校内において周知した。 また、児童用図書については令和7年3月に、黒板ふきクリーナーについては令和7年7月に、それぞれ寄附採納の手続きを行った。	

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (鯉淵小学校)	
報告書ページ	161	区分別 の番号	指摘事項 46	意見
指摘事項等 の内容		物品一覧について適切に作成すべきこと 現物のうち任意のものについて、物品一覧及び教材台帳に記載がなされているか確認したところ、5万円以上の物品であるにも関わらず教材台帳のみに記載されている物品（グランドピアノ）があった。教材台帳記載物品のうち5万円以上のものについては物品一覧にも記載されるべきものであるため、追加記載が必要である。		
講じた措置 の内容等		令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の管理について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。 物品一覧は、令和4年度末までに学校で作成した備品原簿に登記のあった物品のデータを、令和5年度に市の財務会計システムに取り込み統合したものであるが、指摘のあった物品については、その際に備品原簿に登記が残っていた物品であり、令和7年7月に改めて物品登録作業を実施した。		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (鯉淵小学校)	
報告書ページ	161	区分別 の番号	指摘事項 47	意見
指摘事項等 の内容		薬品受払簿を適切に作成すべきこと 鯉淵小学校への往査時点（令和6年9月上旬）で薬品受払簿の様式変更が未了となっている。様式を更新する必要性は認識しているものの更新作業ができていないとのことであった。おおむね学期ごとに行われる数量点検は令和6年8月1日付で実施されているため、数量管理の側面では問題はないが、様式変更への対応が必要である。		
講じた措置 の内容等		令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、薬品受払簿の作成について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。 鯉淵小学校において、令和6年12月に新様式の薬品受払簿への転記を完了した。 また、適切な薬品受払簿の作成について、校内において改めて周知徹底した。		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (鯉淵小学校)	
報告書ページ	162	区分別 の番号	指摘事項	48
				意見
指摘事項等 の内容		<p>業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと</p> <p>複数の業者から見積を入手する必要がある場合に、決定した業者の見積書に「決定」と朱書きすることになっているが、1月30日起票の手数料(クリーニング)82,830円及び2月14日起票の施設等の修繕料(屋内運動場扉修繕)118,800円について、その記載がなされていなかった。</p> <p>業者決定時の手続きについて適切に実施すべきである。</p>		
講じた措置 の内容等		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、契約事務の手続きについて学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知し、指摘のあった入札(見積)書については、令和6年10月に修正した。</p> <p>また、契約事務に関する正しい手続き方法を改めて確認し、校内において周知徹底した。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (緑岡小学校)
報告書ページ	165	区別 の番号	指摘事項	49
				意見
指摘事項等 の内容	<p>公費私費の区分を明確にすべきこと</p> <p>令和5年度のPTA会計において授業で利用する指導者用デジタル教科書 国語1年生～6年生 各26,400円×6=158,400円を購入していた。これは授業中に大型モニターに映し、授業の充実を図るため購入したことであった。授業用の物品であれば本来は公費負担であり、市の予算で購入すべきものである。PTA会費会計において、PTA側が主体的に授業用の物品等を購入することは問題ないが、それを学校で使用する場合には寄附採納の手続きをとる必要がある。学校徴収金は受益者負担の考えに基づき運用される必要があることから、公費私費について明確に区分すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、私費については県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、公費についても学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>また、再発防止のため、役職者等に対し公費私費の区分について改めて確認し指導するとともに、校内において周知徹底した。</p> <p>なお、学校教育活動に使用する指導者用デジタル教科書については、地方財政法第27条の4に定めるとおり、PTA会計等の私費による購入は認めておらず、公費負担を原則とする経費に含まれることから、寄附採納の手続きはしない。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (緑岡小学校)	
報告書ページ	165	区分別 の番号	指摘事項 50	意見
指摘事項等 の内容		<p>物品等の購入について後払い取引とすべきこと</p> <p>令和5年度のPTA会費会計において1年生学年費会計において次のような取引があった。</p> <p>令和6年3月21日：請求書発行（22,800円）</p> <p>令和6年3月22日：振込支払い</p> <p>令和6年3月26日：納品伝票発行（サインペン赤10Boxほか）</p> <p>詳細については担当者異動のため不明であったが、取引の内容としては物品の購入について前払いを行っている。学校徴収金取扱要項においても物品等の購入方法として、「後払いが可能な業者を選び、執行計画に基づき行う」とあり、前払い後に納品がされないリスクや架空取引に対する支払いとなる恐れがあることから、物品等の購入について前払い取引は行うべきではない。</p>		
講じた措置 の内容等		<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知するとともに、令和7年6月の学校管理訪問において、改めて前払い取引を行なうことのないように指導した。</p> <p>緑岡小学校において、令和7年6月に令和6年度学校徴収金における全会計で取引内容等の確認を行い、前払い取引が行なわれていないことを再確認するとともに、納品後の支払い実施の徹底について、同月、改めて全教職員へ周知した。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (緑岡小学校)
報告書ページ	166	区分別 の番号	指摘事項	51
				意見
<p>学校徴収金について適切に経理・監査すべきこと</p> <p>会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の2年生学年費会計及び後援会会計において、監査済の会計報告資料と実際の通帳残高に差異があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年生学年費会計報告 <p>収入総額：3,015,070円</p> <p>支出総額：2,743,070円</p> <p>差私費残高：272,000円</p> <p>令和6年3月31日預金残高：272,460円</p> <p>差異：460円</p> <p>差異の金額は期中に海外から転入した児童にかかるスポーツ振興センターの掛金の戻しがあったものの、収入の計上が漏れたものである。</p> <p>指摘事項等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 後援会会費決算報告 <p>収入総額：2,576,662円</p> <p>支出総額：2,423,197円</p> <p>差引残高：153,465円</p> <p>令和6年3月31日預金残高：111,390円</p> <p>差異：42,075円</p> <p>差異の金額は水戸市より振込手数料分の補助金額であり、令和6年4月8日に入金があることを通帳で確認した。振込手数料については水戸市からの補助金分を入金が年度内に完了しなかつたにもかかわらず相殺して計上しているため、令和5年度事業としては支出総額が実際の支出より過少計上となっていた。</p> <p>期中の取引は全て記帳し、現金主義による決算処理、実態に即した監査の実施をするべきである。</p>				

講じた措置の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知するとともに、令和7年6月の学校管理訪問において、令和6年度会計では、計上漏れや過少計上がなかったことを確認した。</p> <p>緑岡小学校において、令和7年6月に、今後は、計上漏れや過少計上により会計報告資料と実際の通帳残高に差異が生じることのないよう、通帳と整合性のとれる経理簿・会計報告書を作成することを、改めて全教職員に周知徹底した。</p>
-----------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校管理課 (緑岡小学校)
報告書ページ	167	区分別 の番号	指摘事項	
				意見 15
<p>学校徴収金の各会計間の資金融通について</p> <p>令和5年度において後援会会計と5年生学年費会計及び6年生学年費会計の間で次のような資金融通取引があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後援会会計及び5年生学年費会計間取引 <p>令和6年2月28日：後援会会計→5年生学年費会計 27,728円（貸付） 令和6年3月21日：5年生学年費会計→後援会会計 27,728円（返金）</p> <p>・後援会会計及び6年生学年費会計間取引</p> <p>令和6年3月14日：後援会会計→6年生学年費会計 6,600円（貸付） 令和6年3月21日：6年生学年費会計→後援会会計 6,600円（返金）</p> <p>受益者負担の考えに基づき区分されている会計について、安易に会計間の資金融通を認めると不測の事故や不正利用の手段となる恐れもあることから、会計間の資金融通は原則行うべきではない。また、資金融通を行う場合においては学校徴収金負担者の事前の了解を書面等事後的に検証可能な手段で得るなどの厳格な手続きを実施する必要がある。</p>				
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知するとともに、令和7年6月の学校管理訪問において、令和6年度会計では、資金融通が行なわれていないことを確認した。</p> <p>緑岡小学校において、令和7年6月に会計間での資金融通については、今後実施しないことを、改めて全教職員に周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 学校施設課 (緑岡小学校)																																						
報告書ページ	168	区分別 の番号	指摘事項 意見		52																																					
指摘事項等 の内容		<p>物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと</p> <p>物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（※）が存在した。</p> <p>※廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（物品一覧より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固有番号</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>設置場所</th> <th>金額</th> <th>取得日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100001179 9</td> <td>パネルシ アター</td> <td>人形劇舞台 国補(特殊)</td> <td>その他</td> <td>59,000円 8</td> <td>S56.8.1 8</td> <td>特活</td> </tr> <tr> <td>100001173 1</td> <td>管楽器</td> <td>コントラバス</td> <td>音楽室</td> <td>120,000円 6</td> <td>S57.7.2 6</td> <td>音楽</td> </tr> <tr> <td>100001178 3</td> <td>マット</td> <td>セフティマット</td> <td>体育館</td> <td>112,000円 8</td> <td>S57.8.2 8</td> <td>保体</td> </tr> <tr> <td>100001163 9</td> <td>地図黒 板・白地 図</td> <td>日本地方別地 図黒板</td> <td>社会資料 室</td> <td>71,000円</td> <td>S60.9.2</td> <td>社会</td> </tr> </tbody> </table>						固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考	100001179 9	パネルシ アター	人形劇舞台 国補(特殊)	その他	59,000円 8	S56.8.1 8	特活	100001173 1	管楽器	コントラバス	音楽室	120,000円 6	S57.7.2 6	音楽	100001178 3	マット	セフティマット	体育館	112,000円 8	S57.8.2 8	保体	100001163 9	地図黒 板・白地 図	日本地方別地 図黒板	社会資料 室	71,000円	S60.9.2	社会
固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考																																				
100001179 9	パネルシ アター	人形劇舞台 国補(特殊)	その他	59,000円 8	S56.8.1 8	特活																																				
100001173 1	管楽器	コントラバス	音楽室	120,000円 6	S57.7.2 6	音楽																																				
100001178 3	マット	セフティマット	体育館	112,000円 8	S57.8.2 8	保体																																				
100001163 9	地図黒 板・白地 図	日本地方別地 図黒板	社会資料 室	71,000円	S60.9.2	社会																																				
<p>これらの廃棄済み物品については、令和6年9月13日付にて廃棄処分願が提出されていることを確認した。</p>																																										
<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の管理について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>物品一覧は、令和4年度末までに学校で作成した備品原簿に登記のあった物品のデータを、令和5年度に市の財務会計システムに取り込み統合したものであるが、指摘のあった物品については、その際に備品原簿に登記が残っていた物品であり、令和6年10月に改めて廃棄処分手続きを実施した。</p>																																										

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (緑岡小学校)	
報告書ページ	168	区分別 の番号	指摘事項	53
				意見
指摘事項等 の内容	<p>物品一覧について適切に作成すべきこと</p> <p>現物のうち任意のものについて、物品一覧及び教材台帳に記載がなされているか確認したところ、5万円以上の物品であるにも関わらず教材台帳のみに記載されている物品（顕微鏡）があった。教材台帳記載物品のうち5万円以上のものについては物品一覧にも記載されるべきものであるため、追加記載が必要である。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、物品の管理について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>物品一覧は、令和4年度末までに学校で作成した備品原簿に登記のあった物品のデータを、令和5年度に市の財務端末に取り込み統合したものであるが、指摘のあった物品については、その際に備品原簿に登記が残っていた物品であり、令和6年10月に改めて物品登録手続きを実施した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課 (緑岡小学校)	
報告書ページ	169	区分別 の番号	指摘事項	54
				意見
指摘事項等 の内容	<p>薬品受払簿を適切に作成すべきこと</p> <p>薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、従前の薬品受払簿に記載されている残量が引き継がれておらず残量ゼロとして記載がなされていない薬品（水酸化カルシウム（飽和水溶液））があった。従前の薬品受払簿に更新時の数量が記載されているため、記載漏れと考えられるが、残量がある薬品については漏れなく新たな様式の薬品受払簿に記載する必要がある。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、薬品受払簿の作成について学校経理事務の手引きに即して適正に事務を行うよう改めて周知した。</p> <p>緑岡小学校において、令和6年7月に新様式の薬品受払簿への転記を完了するとともに、記載漏れの薬品については、令和7年6月に薬品受払簿に加筆し、管理職の確認を受けた。</p> <p>また、薬品受払簿を適切に作成し管理するよう、校内において改めて周知徹底した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 生涯学習課											
報告書ページ	204	区別 の番号	指摘事項 意見	55											
		公費私費の区分を明確にすべきこと スクールボランティア活用事業に関して、令和5年度実施分につき、各校より提出された実績報告書と謝礼として配布している図書カード・クオカードの出納簿を突合したところ、実績報告書における配布枚数と出納簿における払い出し枚数が不一致となっている学校が複数存在した（石川小学校、双葉台小学校、笠原小学校、内原小学校）。また、渡里小学校においては、出納簿が所定の様式ではないものが使用されていた。 所定の様式が使用されていない事態については、生涯学習課による指導により令和6年度分については、所定の様式にて出納簿が作成されていることを確認した。 実績報告書と出納簿の不一致要因については、以下のような説明を受けた。													
指摘事項等 の内容		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>実績報告書と出納簿の不一致要因</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川小学校</td><td>出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったほか、出納簿の受入数の一部に私費（後援費）購入分が含まれているため</td></tr> <tr> <td>双葉台小学校</td><td>出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったため</td></tr> <tr> <td>笠原小学校</td><td>実績報告書記載の払い出し枚数の一部が私費（後援費）にて購入されていたため</td></tr> <tr> <td>内原小学校</td><td>出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったため</td></tr> </tbody> </table>				学校名	実績報告書と出納簿の不一致要因	石川小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったほか、出納簿の受入数の一部に私費（後援費）購入分が含まれているため	双葉台小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったため	笠原小学校	実績報告書記載の払い出し枚数の一部が私費（後援費）にて購入されていたため	内原小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったため
学校名	実績報告書と出納簿の不一致要因														
石川小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったほか、出納簿の受入数の一部に私費（後援費）購入分が含まれているため														
双葉台小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったため														
笠原小学校	実績報告書記載の払い出し枚数の一部が私費（後援費）にて購入されていたため														
内原小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったため														
		実績報告書作成時の集計ミスは、学校側でも発生しないよう留意が必要であるが、提出を受けた生涯学習課にて確認作業を行うことでも発見することが可能であるので、確認作業を省略せずに行うことが望ましい。 また、石川小学校及び笠原小学校で生じていた私費購入分の混入は、公費と私費の混在につながるため、私費購入分については、公費購入分													

	とは別に出納簿を作成するなどして私費購入金券類が混入しないようとするべきである。
講じた措置の内容等	<p>実績報告書と出納簿の不一致要因については、生涯学習課において、令和6年11月から12月にかけて金券類出納簿と現物を突合し、配布枚数と払出し枚数が一致していることを確認した。</p> <p>また、事業終了後、学校から提出を受ける当該年度の実績報告書、金券類出納簿及び次年度の実施計画書を突合し、配布枚数と払出し枚数が一致していることを確認し、翌年度繰越し分を確定させた。</p> <p>私費購入分については、生涯学習課において、令和7年4月に公費購入分と私費購入分の混入を防ぐため、それぞれ金券類出納簿を作成するよう周知した。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 生涯学習課
報告書ページ	211	区分別 の番号	指摘事項	
				意見 17
指摘事項等 の内容		<p>講座参加費の取扱いについて</p> <p>市民センターでは、定期講座及び一般教養講座を開講しており、参加者より会費を徴収し講座開講に必要な支出（講師謝礼、材料費、見学先入場料、交通費等）に充当している。定期講座は通年開催であるのに対して、一般教養講座の開催日はおおむね1日のみとなっている。</p> <p>定期講座では徴収した会費の管理は参加者の中で選任された者が実施しており、市職員は関与していない。一方、一般教養講座は、市職員が参加者より徴収した会費を管理しており、講座修了後に収支決算書を作成している。</p> <p>一般教養講座の収支に係る証憑類を確認したところ、徴収した会費に対し、収支差額がないようにするために必要経費を支出した後の残額（1講座につき数十円から数百円程度）について、募金を行い収支差額ゼロという報告を行っている講座があった。収支差額が生じないようにすることに問題はないが、募金の場合には、募金箱への入金など領収書が発行されない形態もあることから、極力領収書が発行される形態で募金するなど、支出先及び支出額を明確にすることが望ましいと考える。</p>		
講じた措置 の内容等		<p>生涯学習課（みと好文カレッジ）において、令和7年4月の市民センター所長会議にて、一般教養講座の実施に伴い徴収した会費の差額について、社会福祉協議会などの領収書が発行される機関に募金をするよう周知を図った。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 生涯学習課
報告書ページ	218	区分別 の番号	指摘事項 意見	18
指摘事項等 の内容		<p>公金外現金及び金券類の管理について</p> <p>関連資料を確認したところ、水戸市新春たこあげまつり実行委員会では、参加したボランティアに対して謝礼としてクオカードを配布しているが、令和6年1月開催時のボランティアは当初予定8名であったところ実績は6名の参加となった。クオカードは事前に購入しており2枚が配布されることなく、現物が保管されていた。現物には「たこあげまつり」と記載した付箋が貼付されており、他のものと混ざらないような工夫がなされていたが、当該クオカードに係る出納簿は作成されておらず、公金外現金の経理簿においても特段言及されていなかった。</p> <p>この点、監査期間中に新春たこあげまつり実行委員会に係るクオカードの出納簿が作成されるに至った。公金外現金にて取得されたものについても、特に残数が生じた際には金券類の出納簿を作成し、現物の管理を行うことが必要である。</p>		
講じた措置 の内容等		<p>公金外現金及び金券類の管理については、水戸市新春たこあげまつり実行委員会の事務局である生涯学習課において、ボランティアに謝礼として配布するクオカードのうち配布されなかった2枚を令和6年度の金券類出納簿に令和5年度繰越しとして記載し、現物の管理を行うよう改善を図った。</p> <p>令和6年度においては、クオカードの出納簿を作成し、現物は金庫内で「たこあげまつり」と記載した封筒において管理しており、配布されなかったクオカードが1枚あるが、令和6年度繰越しと記載し、昨年度と同様の保管方法にて管理している。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 総合教育研究所 教育研究課
報告書ページ	247	区別 の番号	指摘事項	56
		<p>審議会等の議事録について適切に情報開示すべきこと 教育研究課の審議会等としては、以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育研究所運営委員会 ・市立小中学校等教科用図書審議会 ・いじめ問題対策連絡協議会 ・いじめ問題調査委員会 ・教育支援委員会 		
指摘事項等 の内容	<p>これらの会議録等の公表状況について市のホームページを閲覧したところ、総務法制課により公開されている「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」にて開催実績があるにも関わらず教育委員会のページにおいて「審議会の概要及び会議録の公開」がなされていなかった（令和6年7月30日時点）。</p> <p>掲載がなされていなかったのは事務処理上の認識が不足していたことによるものであり、監査期間中にホームページ上の情報が整理され、令和5年度開催分以降につき開示がなされるに至っているが、市立小中学校等教科用図書審議会については、令和6年12月20日時点においても、開示がなされていない。</p> <p>市立小中学校等教科用図書審議会は非公開の会議体であるが、教育研究課所管の他の非公開の会議体については、会議録が公開されているため、市立小中学校等教科用図書審議会についても同様に会議録を公開すべきである。</p>			

《総合教育研究所運営委員会》			
「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示	
令和 3 年度	1 回開催	令和 3 年度	掲載なし※
令和 4 年度	2 回開催	令和 4 年度	掲載なし※
令和 5 年度	1 回開催	令和 5 年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）

《市立小中学校等教科用図書審議会》			
「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示	
令和 3 年度	2 回開催	令和 3 年度	掲載なし※
令和 4 年度	2 回開催	令和 4 年度	掲載なし※
令和 5 年度	2 回開催	令和 5 年度	掲載なし（令和 6 年 1 月 20 日現在掲載なし）

《いじめ問題対策連絡協議会》			
「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示	
令和 3 年度	開催なし	令和 3 年度	掲載なし※
令和 4 年度	1 回開催	令和 4 年度	掲載なし※
令和 5 年度	2 回開催	令和 5 年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）

<p>«いじめ問題調査委員会»</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示</td><td colspan="2">「審議会の概要及び会議録の公開」における開示</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>開催なし</td><td>令和3年度</td><td>掲載なし※</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>開催なし</td><td>令和4年度</td><td>掲載なし※</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>1回開催</td><td>令和5年度</td><td>掲載なし（監査期間中に掲載に至る）</td></tr> </table> <p>«教育支援委員会»</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示</td><td colspan="2">「審議会の概要及び会議録の公開」における開示</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>5回開催</td><td>令和3年度</td><td>掲載なし※</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>5回開催</td><td>令和4年度</td><td>掲載なし※</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>5回開催</td><td>令和5年度</td><td>掲載なし（監査期間中に掲載に至る）</td></tr> </table>		「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示		令和3年度	開催なし	令和3年度	掲載なし※	令和4年度	開催なし	令和4年度	掲載なし※	令和5年度	1回開催	令和5年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）	「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示		令和3年度	5回開催	令和3年度	掲載なし※	令和4年度	5回開催	令和4年度	掲載なし※	令和5年度	5回開催	令和5年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）
「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示																															
令和3年度	開催なし	令和3年度	掲載なし※																														
令和4年度	開催なし	令和4年度	掲載なし※																														
令和5年度	1回開催	令和5年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）																														
「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示																															
令和3年度	5回開催	令和3年度	掲載なし※																														
令和4年度	5回開催	令和4年度	掲載なし※																														
令和5年度	5回開催	令和5年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）																														
<p>※令和5年度末までに公表期間終了</p>																																	
講じた措置の内容等	市立小中学校等教科用図書審議会の会議録については、改めて会議録の作成状況を確認するとともに、令和7年4月にホームページに公表した。事務処理の認識不足による手続漏れを防止するため、附属機関の開催に伴う事務手続きを再度確認するとともに、適正かつ速やかな事務処理に努めるよう、課内において再度、周知徹底を行った。																																

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)		教育委員会 総合教育研究所 教育研究課																																		
報告書ページ	251	区別 の番号	指摘事項 意見	58																																		
指摘事項等 の内容	<p>外部サービス利用時の情報管理を適切に行うべきこと</p> <p>学校運営において2023年以降は教育研究課が市内の全小・中・義務教育学校分を一括して管理する体制で外部サービスのデジタルコミュニケーションツールとして「totoru」を利用しているが、「totoru」導入以前は各校の判断で同様の機能を持つデジタル連絡ツール「マチコミ」を導入していた。監査手続きとして「マチコミ」の利用状況を確認するまで各校判断で導入していたため、教育研究課で各校の導入状況を把握していなかったが、各校へ導入状況の確認をした結果以下のとおりであった。</p> <p>マチコミ導入時期</p> <table border="1"> <tr><td>～平成20年</td><td>2校</td></tr> <tr><td>平成21年～平成25年</td><td>14校</td></tr> <tr><td>平成26年～平成30年</td><td>6校</td></tr> <tr><td>平成31年～令和5年</td><td>13校</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>1校</td></tr> <tr><td>不明</td><td>2校</td></tr> <tr><td>導入していない</td><td>10校</td></tr> <tr><td>合計</td><td>48校</td></tr> </table> <p>マチコミ導入時外部提供情報</p> <table border="1"> <tr><td>メールアドレス、名前</td><td>37校</td></tr> <tr><td>メールアドレス、名前、生年月日、性別</td><td>1校</td></tr> <tr><td>合計</td><td>38校</td></tr> </table> <p>マチコミ利用終了時期</p> <table border="1"> <tr><td>平成23年</td><td>1校</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>15校</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>9校</td></tr> <tr><td>現在も利用</td><td>13校</td></tr> <tr><td>合計</td><td>38校</td></tr> </table> <p>マチコミの利用終了後登録情報削除なし</p> <table border="1"> <tr><td>調査時点</td><td>11校</td></tr> </table>				～平成20年	2校	平成21年～平成25年	14校	平成26年～平成30年	6校	平成31年～令和5年	13校	令和6年	1校	不明	2校	導入していない	10校	合計	48校	メールアドレス、名前	37校	メールアドレス、名前、生年月日、性別	1校	合計	38校	平成23年	1校	令和5年	15校	令和6年	9校	現在も利用	13校	合計	38校	調査時点	11校
～平成20年	2校																																					
平成21年～平成25年	14校																																					
平成26年～平成30年	6校																																					
平成31年～令和5年	13校																																					
令和6年	1校																																					
不明	2校																																					
導入していない	10校																																					
合計	48校																																					
メールアドレス、名前	37校																																					
メールアドレス、名前、生年月日、性別	1校																																					
合計	38校																																					
平成23年	1校																																					
令和5年	15校																																					
令和6年	9校																																					
現在も利用	13校																																					
合計	38校																																					
調査時点	11校																																					
<p>「totoru」と「マチコミ」は同種の機能を有するデジタルコミュニケーションツールであるが、「totoru」は校務支援システム「C4th」の名簿情報を基に登録することを基本としており、主に保護者が学校へ欠席連絡をするために使用している。一方、「マチコミ」は「C4th」に登録されていない未就学児がいる家庭への連絡や、学校から保護者へのお知</p>																																						

	<p>らせを発信する際に利用する等、使い分けをしている学校もあるため、両サービスを併用して利用することは問題がない。</p> <p>「マチコミ」導入時に運営会社との間で取り交わした情報管理に関する取り決めは次のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律で定められている場合を除いて、本人の個人情報を当該本人の同意を得ず第三者に提供しない。 ・外国にある第三者への個人情報の提供はしない。 ・事業運営上、業務の一部を外部に委託しており、業務委託先に対して個人情報を預けることがあるが、この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などにより本人の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取り決め、適切な管理を実施する。 <p>サービス利用時に関する情報セキュリティの取り決めは妥当なものと考えられるが、サービス利用を終了した場合には速やかに利用時に登録した情報は削除すべきであるところ、「マチコミ」について利用を終了した 25 校のうち 11 校について利用終了後も登録情報を削除していない。運営会社との取り決めがあるにしろ、外部に提供した情報としては名前やメールアドレスのほか、生年月日等重要な個人情報があることや連絡事項や添付ファイル等に外部に安易に公表すべきではない情報も含まれている可能性もあることから、情報漏洩リスクの観点からサービスの利用終了後速やかに情報の削除をしなければならない。</p>
講じた措置の内容等	「マチコミ」の利用を終了しているが登録情報を削除していない 11 校について、登録情報を削除するよう依頼し、令和 6 年 10 月に情報が削除されたことを確認した。